

松浦武四郎『近世蝦夷人物誌』とカラフトアイヌ

東 俊佑

Key Words 蝦夷地 (Ezochi)、アイヌ (Ainu)、江戸時代 (Edo period)、サハリン (Sakhalin)、樺太 (Karafuto)

はじめに

松浦武四郎著『近世蝦夷人物誌』（以下、「『人物誌』」と記す）は、「初編」、「二編」、「三編」の3編9冊で構成され、全体で99項目を立て、109名の人物について記述する著作物である。本稿は、109名の中から6名の北蝦夷地（サハリン島、樺太）関係者をとりあげ、周辺史料や関係文献の記述などと比較検証し、『人物誌』の記述の虚構性を炙り出し、同史料の性格や特色なりを導き出そうとする試みである。北蝦夷地関係者6名に絞って検討するのは、筆者がこれまで17～19世紀のサハリン島の歴史を主に研究対象としてきたこと、すなわちかかる対象についての知見を他地域より豊富に持ち合わせていることによる。北蝦夷地以外の残り103名も含めて検証すればより良いのであろうが、紙幅、筆者の力量、その他の状況を鑑みても無理があるため、本稿では北蝦夷地に対象を限定することとした。北蝦夷地の事例から言えることを主張する問題提起であると理解していただきたい。

1 『近世蝦夷人物誌』に対する評価

ところで、いま「はじめに」で、「虚構性を炙り出し」と述べたように、『人物誌』の内容の信頼性、すなわち同書を歴史の史料として扱うことにつき、これまで種々の疑念や警告が発せられている。近年、高木崇世芝は、『松浦武四郎 近世蝦夷人物誌』を上梓し、本文の翻刻文を掲載するとともに、『人物誌』の書誌学的な考察と、同書に関する研究史の整理を行っている（高木 2021）。まず、高木の整理のなかから、同書の史料的価値に言及したものを選り出し、それに私見を付け加える形で、研究史を整理しておきたい。

『人物誌』は、1857（安政4）年8月以降に執筆され、同年中に初編3冊が完成し、翌年1月に箱館奉行へ納本される。その年12月に、松浦は箱館奉行へ同書の刊行を願い出るが却下される。以降、松浦は、二編3

冊、三編3冊を執筆し、1860（安政7）年1月に三編3冊を箱館奉行へ納本する（高木 2021：275）。刊行願が箱館奉行により却下された理由については、さまざまに憶測されるが、詳しいことはわかっていない⁽¹⁾。

同書の刊行は、松浦孫太（松浦武四郎の嫡孫）による『世界』第98号（明治45年7月）から第116号（大正3年1月）への連載である。これは松浦家所蔵『人物誌』の翻刻であった。その後、高倉新一郎が『日本庶民生活史料集成』第4巻（高倉 1969）、吉田武三が『松浦武四郎紀行集 下』（吉田 1977）に同書の翻刻を収録し、その内容が広く知られるようになった。また、更科源蔵が高倉及び吉田の翻刻をもとに、『人物誌』の現代語訳本『アイヌ人物誌』（更科 2002）を刊行し、研究者以外の一般の人びとへの普及に貢献している。

早くから『人物誌』の史料的価値に注目した横山健堂は、1944（昭和19）年に刊行した『松浦武四郎』のなかで、同書を「世界的快著」と評価した。横山は、同書を「未開種族の人物列伝として、世界的嚆矢とすべきであらう」と述べ、アイヌについて、「未開」「蒙昧」ななかに「性情の純真なる、道義、節操の信念堅固なる、また其の智勇、才能等をさへ卓出する者あるを知り得た」と記す（横山 1944：262）。そして、「武四郎の北海探検の内容は、其の数多き記行と此の人物志とを、併せ読むによつて、始めて明らかにされる」と、同書の歴史的な史料としての価値を見出す（横山 1944：264）。松浦武四郎の残した記録の価値への言及としては、最も古いものであると言える。ただし、横山のアイヌ認識は、戦前の殖民学的発想であり、現代では到底受け入れられるものではない。

概して、戦前から1970年ごろまでの北海道史研究において、松浦武四郎は、人物、業績についても、その残した記録についても、それほど注目される存在ではなかった。「明治期には、武四郎への評価は低くて、その調査活動の成果なども不正確で信用のならないもののように見られる面があった。（中略）このような消極的、あるいは否定的な見方は、河野常吉執筆の『北海道史

第一』（大正七 一九一八）^{〔ママ〕}年あたりまではひきつがれていたようである」との見解もある（田端 1990：42-43）。『北海道史 第一』を継承した『新撰北海道史』や『新北海道史』などの北海道の自治体史でも、松浦のことを積極的に取り上げているとは言い難い。アイヌ史研究の著書である高倉新一郎『アイヌ政策史』（高倉 1942）においても部分的な引用にとどまっていると言える⁽²⁾。その理由としては、松浦の残した膨大な記録類を容易に利用できる環境ではなかったこともあるだろうが、彼の記録に対する懐疑的思考、すなわち、「事実には作意が伺われても、仄々として訴える力がある。まことに武四郎ならではの著述である」とする高倉の見解に象徴的にあらわれている（高倉 1969：732）。歴史的な史料としての信頼性に、少なくとも高倉は疑念を持っていたと言える。

こうした見方に相反する見解が、1970年代に刊行された新谷行の『アイヌ民族抵抗史』（新谷 1972）、『アイヌ民族と天皇制国家』（新谷 1977）、『松浦武四郎とアイヌ』（新谷 1978）などの著作に見える。新谷の考えが最も顕著に見られる『松浦武四郎とアイヌ』では、「武四郎の評価にとってもっとも重要なのは、『近世蝦夷人物誌』にみられるような深い観察者としての武四郎、つまりルポルタージュ作家としての武四郎である」（新谷 1978：270）と松浦を評価し、『人物誌』については「真実を物語っている」とし（新谷 1978：268）、松浦の残した記録全般についても、「彼の数多い日誌、あるいはその代表作である『近世蝦夷人物誌』をとってみても、その記録するところは当時のありのままの実態である。彼の著作物を詳細に読むなら、これほど当時の実情をなまなましく記録したものは他に類がない。どんなアイヌの悲惨な状態にでもそれから目をそむけたり、和人に都合のいいように歪曲したりはしなかった。隠された歴史の断面を見事に切りとってそのままわれわれの目の前に突きつけてくるのである。まさに真のルポルタージュというべきものである」とする（新谷 1978：282）。すなわち、新谷は、『人物誌』を含めた松浦の記録に対し、歴史を明らかにするための重要な史料と位置づけ、全幅の信頼を寄せていると言える。

新谷の主張が、歴史研究者、あるいは当時の一般の人びとにどれほど影響を与えたのかは定かではない。しかし、堅田精司が「最近、武四郎のアイヌ民族観が、高く評価されている。私には、それが危険に感じられる」（堅田 1984：22）と述べていることを鑑みれば、新谷のような見方がかなり大勢的になっていたとみて間違いないだろう。なお堅田は、「『近世蝦夷人物誌』は、いうまでもなく、反幕のために書かれた文学作品である。

あの本から史実を引き出すためには、並たいていでない努力を要する。武四郎の著作は、史実ではない、文学書である。北海道の近世史を研究する人びとは、そのことを知って利用しているのだろうか。さらに、文学書でありながら、広く読まれるために書かれた著述ではない、ということも忘れないでほしい。特定の人びと（それは支配階級に属する）のために、書かれた著作である。まさに主人持の文学であった」（堅田 1984：23）、あるいは「武四郎が『近世蝦夷人物誌』で伝えている話は、大体が、武四郎を幕府の役人とみて、“たれ込んだ、話なのですから、すべてを信頼すると、とんでもないことになります」（堅田 1988：26）と述べ、松浦の残した記録を歴史研究の史料として利用することに対し警鐘を鳴らす。また、堅田は「武四郎のアイヌ民族論は、国家主義者――右翼のアイヌ民族論の源流であった」とまで述べる（堅田 1984：22）。

堅田の主張に対し、花崎皋平は「おどろく」と述べ（花崎 2008：339）、一方で「私が望ましいと思う（筆者註：松浦武四郎の）紹介の仕方は、彼の著書『近世蝦夷人物誌』に評価の力点を置く仕方である。その代表的なものは、新谷行著『北方史の証言者 松浦武四郎とアイヌ』（麦秋社、一九七九）である」と述べ（花崎 2008：6）、新谷の松浦武四郎観を支持する。また花崎は、松浦武四郎について、①地理学者、②民俗学者、③作家、④地名学者の4つを業績としてあげ、③については「出版された紀行文集や未完ではあったが『近世蝦夷人物誌』に見られる記録文学としての側面をとりあげて、作家に擬することもできる」と述べる（花崎 2008：337）。この意味するところは、『人物誌』を事実を語る歴史の史料としながら、一方で文学作品（ノンフィクション）としての価値を有しているということである⁽³⁾。つまり、松浦が作家としての才能に秀でているとの意味であり、高倉の「仄々として訴える力がある」との見解に通じるものであると言える。

こうした松浦武四郎研究をめぐる動向に対し、檜皮瑞樹は、新谷や花崎などを「文学的アプローチからの武四郎研究」とし、「幕府の蝦夷地統治政策への批判者、アイヌと同じ目線を有したヒューマニストという評価が広く共有されている」と説く（檜皮 2014：106）。檜皮は、「本書では、『近世蝦夷人物誌』に描かれたアイヌや和人の事例が事実であるか否かは敢えて問わない。本書が対象とするのは、武四郎の思想や理想としたアイヌとの関係、すなわち武四郎のアイヌ観や統治理念であり、テキストに描かれた内容は、それが虚構であっても、あるいは虚構であるからこそ分析対象として重要となる。そもそも、武四郎の著作にルポルタージュ^{〔ママ〕}的要素を求めることは妥当ではない。」と述

べていることから（檜皮 2014：110）、『人物誌』を一つの作品とみなし、歴史の史料であることを視野の外に置き、松浦武四郎のアイヌ観や統治理念などの思想を同書から読み解こうとする。

松浦武四郎の思想を読み解くためには、彼の残した日誌・刊行物の類だけではなく、彼の残した書簡類などのあらゆる記録を丹念に読み込むことで導き出す必要がある。『人物誌』の叙述のみを対象として、彼の思想を導き出す手法による研究は、歴史研究ではなく文学的な研究と言える。その意味で、秋葉實による松浦武四郎往返書簡の翻刻や⁽⁴⁾、笹木義友、三浦泰之、山本命を中心とする日本全国に散在する書簡等の調査（笹木・三浦 2011）は、歴史研究の基盤研究として重要である。

これまでの歴史研究において、『人物誌』は、場所請負制下におけるアイヌの「強制労働」、出稼ぎ和人の横暴、幕末の風俗改変政策などといった個別の問題に対する史料として断片的に利用され、それに対する批判も展開されてきている。また近年は、史料としての利用に積極的な態度をとる見解もあらわれている⁽⁵⁾。

以上のように、『人物誌』を史料として扱うことには、積極派と慎重派の2つの立場がある。本稿は、同書を全くの虚構として切り捨ててことに躊躇し、慎重派の立場から、同書の史料的価値の有無を検討する試論である。

2 カラフトアイヌに関する記述の検討

『人物誌』には、6名の北蝦夷地関係者の記述がある。2-1「阿爺 ヲノワンク」（初編・巻の上）、2-2「豪英 カニクシアイノ」（初編・巻の中）、2-3「豪英 ノテカリマ」（初編・巻の下）、2-4「酋長 シトクルランケ」（初編・巻の下）、2-5「酋長 ベンクカリ」（二編・巻の中）、2-6「北蝦夷酋長 ヲケラ」（三編・巻の中）の6名のカラフトアイヌ⁽⁶⁾である。

『人物誌』に挙げられる人物は、義勇の者が45名と最も多く、その次に孝子22名、長寿の者、獵の名手、困窮者など多彩な人物が拾い出され、また地域についても全地域が網羅された選り出し方であるとの指摘がある（花崎 2008：326-327）。カラフトアイヌについては、初編が4名と多く、二編、三編で一人ずつが叙述される。『人物誌』に登場する人物を精緻に分析すれば、記述の順番などの法則を導出できるのかもしれないが、筆者にはよくわからなかった。とりあえず、本稿では出てくる順番に検討することとしたい。

2-1 オノワンク

「阿爺 ヲノワンク」（以下、オノワンクと記す）

は、『人物誌』初編・巻の上の8項目中5番目の記述である。サハリン島東海岸オタサン（小田寒）村オマンネンの父で、「トンクル」（五弦琴・トンコリ）の弾き手として紹介される。松浦が出会った時点で80歳ぐらいという。彼に関する記述内容（高木 2021：36-40）とその意識、考察は以下のとおりである。

2-1-1 史料引用

阿爺 ヲノワンク

北蝦夷地なるヲタサンといへる里は、シラヌシといへるソウヤの渡し場より、百余里を過て奥の方東に傍ふ海岸にして、目に支るものなく東の大洋まで眺め果へき処なりけるか、纔に人家五六軒有て一つの村居をなし有けるに、此村にヲマンネンといへる土人有り、其父ヲノワンクといへるは最早八十余才にして、白髪肩を掩ふる、眉髭類に垂れ、黄髯赤鬚胸を隠すに至る、其間より笑める皆を見るに、尋常の輩とも思はれざりけるに、此者至て言語少くして、乱りに何事を問ふとも答えず、我等其家え入りて宿りを乞しに、慇懃に礼をつくし、暫く過るや、自から五絃の琴を棚より卸し、其を抱て浜辺え出しかは何事やらんと覗見しかは、其白砂の上に座して是を抱きて弾たり、漸しはし過て、其より家え帰り来りしか、其間に我か飯も出来しかは配ち与えしに、是を半碗斗り喰し残し、其隣家なる子供等え遣し、帰り来りてまた炉辺え座し、無心に此琴を弾し、夜に居るや六月十三日のことなりしか、月影胡砂陰れなからに昇り、臘気なりたりけるか、また浜え是を持出して、独り何かはしれさる歌様のもの謡ひて弾したりける、余り其琴に深く心をひ慰むるまゝ、不思議に思ひ、召連たる土人に聞に、是はトンクルといへるものにて有けるか、昔しより此島に伝はりて、其調へもさま〱有けるか、追々運上屋の漁事に役せらるゝ事、ことの繁くなりしより、其琴等を弾弄ふ者も追々絶しかは、其調へもいつとなく絶しか、只此東浦すしに今残るは此老人のみなり、其を悲しみ誰にかは伝えまほしと、かく頻りに聊の暇なりとも、是を掻きならしては、其伝えを受るもの無事を歎し居るよし申せしかは、其召連れし土人等に、己らは如何やと尋しに、其中に此辺りより近きロレイといへる処の者にて、アカラカといへるも、少し斗弾よしを申候、是に弾し見たるか、少々は覚えも居たりしか、其音ヲノワンクの調子に競ふる時は大におとりしなり、依て其古きを一面得まほしと求めしかは、心よく我に古きを一面与え、此浦辺に住る蝦夷人等も、往昔はかゝる楽の器もて慰みしものなりけるか、今は是を楽しみ慰る暇もなく、只運上屋といへるもの出来りしより、四季ともに役せらるゝ斗にて、生涯を辛くわたること、此器の今絶えしをもて証となし、今度江戸といへる国より下り給ひしニシハ達



トンコリを弾くオノワンク
『近世蝦夷人物誌』初編・巻の上 石水博物館所蔵

も知らせ呉られよと、いとも隣れ気に其訳を述て、一面の琴をそ呉たりけるも、また珍らしきことゝもなりける、

2-1-2 史料意訳

松浦がオノワンクの家へ入り宿を頼むと、しばらくして彼は自ら五弦琴を棚からおろし、それを抱えて浜辺へ出る。そして白砂の上に座して、五弦琴を弾きはじめる。しばらくして家へ帰ると飯が振舞われる。その後浜辺に座り、彼は無心に琴を弾く。夜になると、彼は再び浜へ出て、一人で弾き語りをはじめる。松浦はオノワンクの行動を不思議に思い、同行のアイヌに尋ねると、その琴は「トンクル」というもので、昔よりこの島（サハリン島）に伝わり、その調べもさまざまにあったが、しだいに（アイヌたちが）「運上屋」の漁事に従事することが頻繁になり、その琴を弾く者が次第に絶え、その調べも絶え、今東浦（筆者註：サハリン島の東海岸のこと）で残っているのはこの老人のみという。この悲しみを誰かに伝えたい、伝えてほしいとの思いで、オノワンクは、暇があれば琴を弾くが、受け継ぐ者がいないのを嘆いているのだという。松浦は同行のアイヌたちに、「あなたたちはどうなのか」と尋ねると、アララカ（アカラカイ）は少し弾けるが、オノワンクには到底及ばないという。松浦はオノワンクに古い琴を求めたところ、

彼は快く譲ってくれた。そして彼は、「この浦辺に住むアイヌたちは、昔はこのような楽器で心を和やかに（原文では「慰みしものなりけるが」とある）していたが、今は「運上屋」により一年中使役され、琴を「楽しみ慰る」暇もない。（現在のアイヌたちが）辛い生涯を送っていることは、この楽器が絶えることで証明されるだろう。このことを、このたび江戸から下ってきた「ニシハ達」に知らせてほしい」と悲しげに訳を述べ、古い琴を松浦へ譲ってくれた。

2-1-3 考察

この節の表題にある「阿爺」とは、親しみのある父の意である。この話は、五弦琴の名手であるオノワンクについてであるが、「運上屋」の使役の激しさ＝場所請負制への批判を暗示するエピソードとなっている。江戸から下ってきた「ニシハ達」とは、江戸から派遣されてきた幕府の役人という意味で、1856（安政3）年に北蝦夷地へ来島した組頭・向山源太夫一行のことを指すと考えられる。松浦は、向山の一行に加わる形で北蝦夷地へ来島し、島内では4名のアイヌに同行を頼み、別働隊としてサハリン島東海岸のシツカ、シリマオカまで踏査している⁽⁷⁾。

松浦は、その生涯のなかで6度蝦夷地を訪れ、北蝦夷地へは第2回目の1846（弘化3）年と第4回目の1856（安政3）年に渡っている。この第4回目訪問時の踏査日誌は『竹四郎廻浦日記』（以下、『廻浦日記』と記す）として知られ⁽⁸⁾、全30巻のうち「巻の十三」から「巻の二十一」が北蝦夷地に関する調査記録である。この「巻の十五」の「ヲタサン」の項には、次のような記述がある（高倉 1978a：619-620）。

此処丑浜向にして砂浜、人家五軒^{〔取〕}（土産物ヲマン子一、家主イマアレイ、家主アビタ、家主ヌカヌリ、家主テチルキ）有、前に止宿所仮屋を二棟立たり、余はヲマン子ンの家に宿す、ヲマン子一の親父と云るもの彼はれ着の窄袖を着し迎に出る、家に入るや種々の模様の有キナにて余が座を作り、図せし（ご）とき石の火入を出して饗応し、先延胡索とハーを煮て出し、其より家内不残え針式本づゝ、爺へ煙草一把、白米式合半斗遣し、我等が夜食の半分を与えしに、辞して不喰しが、辞する実はなくて、我が食せし後其残りの鍋の中に有と合して、粥に煮て、家内一同喰せしなり、扱其間^{〔軒〕}に外四間より大なる帆立貝え何か入てまた土人共へ持来り呉しが故に、又其者どもえも針五本に木綿糸少しづゝ遣したるに、一人前椀に一杯と積りて配分せし玄米を粥に煮、魚油をさし、さまざまの物（鱒の卵、ニヲの干

たるを) 持来り入て、大鍋一杯として村中の者物懸りにて配ち喰せしむ、扱此処にて岩にて作りし烟管を始て見たり、其一本を乞しに快く与えたり、依て針五本を却礼するに、至て悦びて帰れり、其故を問に、五六年の間三旦の持渡り物不足に成しが故、甚此針に不自由を致し居ると云たりけり、

※筆者註：旧漢字・異体字を新字、「。」を「、」にするなど適宜表記を改めた。以下史料引用は同様に改めた。

ここには、松浦がオタサン村のオマンネンの家に宿泊した際のことが記されている。オノワンクの名はないが、晴れ着を着て松浦を出迎えた「ヲマン子一親父」が、『人物誌』が言うオノワンクのことと思われる。「はれ着の窄袖」とは、サンタン人、あるいは満洲（中国清朝）から入手した中国製の馬蹄袖の絹の衣装（いわゆる「蝦夷錦、」）のことであろう。この『廻浦日記』には、楽器「トンクル」への言及は一切なく、饗応のことが淡々と綴られる。そして、岩製のキセルを松浦が求めたところ、快く譲ってくれ、松浦が返礼として針5本を贈ると、彼らは大いに喜んだという。その理由は、5～6年の間、サンタン人からの物が不足し、針に不自由しているからだという。ここには、『人物誌』にあるオノワンクの弾き語りや、「トンクル」の譲渡、「運上屋」の使役の話は一切記されていない。

一方で、松浦より加藤木賞三（水戸藩士）宛ての1858（安政5）年4月15日付けの書状の控えのなかに、次のような記述がある（吉田 1973：489）。

扱蝦夷琴の儀被仰遣候、右は一昨年カラフト島東海岸なるヲタサンと申処の酋長ヲフンレネンと云る土人の親七十餘歳計者所持致し、是をよく弾じ至極是に宜く逢節の歌等有之候を聞申候、然て左候へ共其譜も歌も今はカラフト辺に残り候斗之事にて御座候、実に満州より来り候ものに御座候、其製昔し蝦夷地にも渡り候て愛し候由、白石先生之蝦夷志に出て「カー」と言候得共決して此地左様のもの無、山におりそして昔しは有之候得共是以不見申候、此品カラフトにてはトンクルと号居候、恐らくは其音より号初めしかと思はる、

ここには、ヲフンレネン（オマンネン）の親が「蝦夷琴」を所持していて、松浦に弾き語りをしてくれたことが記されている。この書状（控）の表題は「五絃琴を奉る書」なので、「蝦夷琴」とは「トンクル」のことと推察される。「トンクル」の譜（節）も歌も「カラフト辺」に残るばかりであること、「トンクル」は「満洲」

より来たものであること、昔は「蝦夷地」（和人地を除く北海道のこと）にも広がっていたこと、が記されている。

松浦は、この書状（控）の冒頭で「二月十一日附之御書状四月十五日喜多野省吾殿より東蝦夷地クスリ場所にて請取申候」と記している。つまり、この加藤木宛ての書状（控）は、加藤木からの書状を受けての返信ということになる。こう考えると、「扱蝦夷琴の儀被仰遣候」とは、加藤木からの「蝦夷琴」の問い合わせについての回答となる。松浦は、「蝦夷琴」はサハリン島の「ヲフンレネンと云る土人の親」が所持していて、これをよく弾いて、その音によく合う歌を聞いたと述べる。そして同じ書状のなかで松浦は、「実に希代の珍器我が手に置候よりも存候俣献上仕候存意に仕候」と、「蝦夷琴」を献上する意向であることを記す（吉田 1973：489）。献上先は、水戸藩主であろう⁽⁹⁾。

五弦の琴＝「トンクル」について、のちに松浦は、『蝦夷訓蒙図彙』のなかで「五絃琴はカラフトに多し、又ソウヤ辺にも有、カーとも云り」（秋葉 1997：76）、『天塩日誌』のなかで「夷言カー 五絃琴 北蝦夷トンクル 此物ソウヤ、モンヘツ、シヤリ辺に有て、他になし、カーは糸の言なり、トンクルは其音に依て号るなり」と記す（吉田 1977：508）。サハリン島ばかりでなく、現在の北海道のオホーツク海沿岸地域にも見られたことがわかる。

管見の限り、サハリン島の五弦琴に関する記述を、松浦の6度の蝦夷地踏査の日誌中で確認することはできない。一方で、サハリン島以外の地域のものとして、トコロ川上流のプトイチャンナイのトッパイサン（トツハイチャム）の記述が1858（安政5）年の踏査日誌「登古呂誌」にある（高倉 1985：164-166）。

年齢66歳で、白髪で威厳のある家主・トッパイサンは、松浦を家へ迎えると、8人の子どものうち4人が場所請負人柏屋喜兵衛の経営するソウヤの雇いで取られていることなどを述べ、日頃の怒りを松浦へぶつけてくる。食事のあと、トッパイサンと松浦は、夜に二人きりでさまざまな話をして、松浦はトッパイサンの怒りを理解する。そして松浦は、この家に五弦琴が一つあるのを見て「誰かこれを弾く人がいるのか」と尋ねると、トッパイサンが「チカフノホウエ」（鳥の鳴曲）という曲を弾く。

その後、松浦はプトイチャンナイを出発し、内陸部を調査する。そして、帰りに再びプトイチャンナイへ立ち寄り、米やタバコ・針などをトッパイサンへ贈ると、彼は「トンクル」を松浦へ渡そうとする。松浦は辞謝したが、「我は是を作るによろし、是非一宿の因縁も容易ならず」とトッパイサンが述べるので、彼に古襦半1枚を

渡し別れを告げ、プトイチャンナイを立ち去った（高倉 1985：198）。

花崎皋平は、この「登古呂誌」のトッパイサンの話と『人物誌』のオノワンクの話と、「二人の姿はぴったりかさなる」とし、似たような話の事例として紹介する（花崎 2008：250-254）。

しかし、この2つは別々の話なのであろうか。オノワンクによる五弦琴の弾き語りや譲渡が事実だとすれば、松浦の踏査日誌の性格からして、『廻浦日記』に書き留めてあってもおかしくない。だが、『廻浦日記』の記載によれば、松浦がオノワンクから譲り受けたのは、「トンクル」ではなく岩製のキセルである。単純な情報遺漏の可能性はある。しかし、何らかの事情で、「トンクル」のことを故意に記述しなかった可能性もある。他にもいろいろな疑問がある。オノワンクが晴れ着を着て松浦の前にあらわれたことや、サンタン人からの渡り物の不足などの情報が、『人物誌』に記されないのはなぜなのか。

『人物誌』と「登古呂誌」の記述を考え合わせると、松浦は「トンクル」を2つ譲り受けていることになる。『人物誌』のオノワンクのエピソードを全くの虚構と断言することは、松浦以外の史料からの検証が不可能である以上は困難である。ただ、松浦の踏査日誌の記述と比較してみただけでも、不都合な情報の隠蔽や、情報改変の疑念は残る。

なお、1828（文政11）年の『北蝦夷東西惣人別帳』には、「ヲタシヤム村」の家主として「ホノアンクル 三十八九才位」の名が見え、1857（安政4）年の「申渡」に「ヲタサン村名主 万平父 ポノアンク 巳七拾三才」との記載がある⁽¹⁰⁾。『人物誌』の記述とは、年齢の若干のズレがあるものの、オノワンクは実在の人物だったようである。

2-2 カニクシアイノ

「豪英 カニクシアイノ」は、『人物誌』初編・巻の中の12項目中1番目の記述である。サハリン島東海岸コタンケシ村のアイヌで、他の史料では「カニクサアイノ」「カニコシ」などとも記される。コタンケシからさらに北のタライカ地方に住む「ヲロツコ」、「ニクブン」、「ルモウ」、「タライカ人」⁽¹¹⁾などを従わせている有力者として知られる。

『人物誌』の彼の項目では、まず冒頭で「薩哈連島」（右傍に「カラフトシマ」、左傍に「サガレン」とルビが振られている）、「カラフト」の語源を説明し、次に「スメレンクル」や「ヲロツコ」「ルモウ」「ニクブン」のことを記す。彼に関する記述内容（高木 2021：47-51）と意識、考察は以下のとおりである。

2-2-1 史料引用

豪英 カニクシアイノ

（前半省略）

かく種々の夷人等すめる中にコタンケシ〔地名〕といふてフヌフ〔地名〕を去りて式十余里の処に有ける里に、カニクシアイノと呼ぶもの一軒有、其風俗はシリマヲカ住のタライカ人なりけるに、此者身丈六尺余にして、太く肥てたくましき男子、年は凡三十式三才なるか、豪力無双とかや、三人、四人にて常に揆ける小舟を只一人にて一挺の車櫂もて揆よし、また山獵を好て山ニ入る哉、堅雪中其獲もの有るまては何処と云ことなく、駆廻り十日ニても二十日ニても山ニ臥して少しも屈せざりしかや、ウトイキといへる妻をもち、またエラツタツケといへる妾を抱えて其中に子供八人を産、それに一人の老母か有りけるか、是ともに十式人の家内を唯壹人にて養ひけるか、其働き業十余人の所業有りとかや、依て此辺りに住するタライカ人并にヲロツコ人、ニクブン、またルモウ等の五種の夷人等皆したかひ服さしめ居ることなり、それに就ても自ら云居りけるは、我れ有りなは此辺りえ異国人等いかはかり来りけるとも聊か恐るゝことなし、若来りて讎をもなし待らは、直にヲロツコ、タライカ、ニクブン、ルモウ、スメレンクル等のもの等とトツソより奥に住家なしける蝦夷人等を引連れて禦かんと腕を撫さずり丑年クシユンコンタンに異国人等来りしか、其節彼地の夷人等皆其異国人等に偽はられて、土持運ひ、家財の水揚等するに役せられそうろうよし、此島に居給ふ神の耻辱なりと云置てクシユンコンタンの乙名またナヨロのシト克蘭ケ等は如何なる心さしならんと嘲り笑ひ曾は怒り等して語らひたりけり、其また薪を樵り取り水を汲ませ等するを、見待りしかは是は皆レフンヲロツコといへるものか三四人も来り宿し居て其等か皆致し居りけり、其傍に大なる家を建かゝり有しかは是も皆ヲロツコとルモウ等を遣ひ、材木切出し建しとなん、我か手を取て其新き家のまた屋根無処え伴ひ行江戸国貴人來年来れは家造新敷美敷処て寝ろ〜といと懇に饗なし呉けるまゝ我も其志さしに愛て、天保銭、手拭、針等取そろえて遣しけるに、彼自ら製せしといへる弓壹挺と、鷲を射ると云る矢二すしに、熊を射るといへる矢一すしを我に餞し、此辺りの風土またルモウ、ニクブン、スメレンクルの人口地理等と、クシユンコンタンえ一度行事と有けるか、彼運上屋の番人等の所置悪き故、タライカ等は服せざる等のことを審に語りけるまゝ、如此者を帰服致させ置なはと来春のシレトコ行の案内の事等約し出立けるに、いと残り多氣に見送り出て、其もてる荷物をニイツイまで助させんと、レフンヲロツコ人を二人程遣し持たせ呉たりけり、実ニ此者等そ皇国の威稜の赫々として鈍らざる證なりける哉と、是斗は奥行中の愉快なりけ



松浦武四郎一行をもてなすカニクシアイノ
『近世蝦夷人物誌』初編・巻の中 石水博物館所蔵



ることゝ思ひしるし置ぬ、

2-2-2 史料意訳

コタンケシにカニクシアイノの家族が1軒で居住していて、その風俗はシリマオカ居住のタライカ人である。背は6尺以上で肉付きがよい。年齢は32〜33歳で豪力無双とか。妻はウトイキ、妾はエラツタツケで、子どもは8人、そのほか老母が1人いて、12人の家族を一人で養っている。このあたりに居住する「タライカ人」、「ヲロツコ人」、「ニクフン」、「ルモウ」など5種（筆者註：「スメレンクル」欠か）の「夷人」を従えて服従させている。1853（嘉永6）年にクシュンコタンへ「異国人」（ロシア人）が来たとき、クシュンコタンの乙名やナヨロのシト克蘭ケ（シトクレラン）たちが彼らに使役されたのを恥辱として嘲笑、あるいは憤怒した。薪取りや水汲みの様子を見てみると、3〜4人の「レフンヲロツコ」が来て宿泊していて、彼らが皆やっている。そのそばに大きな家が建っているが、これも「ヲロツコ」や「ルモウ」などを使役して建てさせたという。彼は松浦の手を取り、その屋根のない新しい家のところへ行き、江戸からくる「貴人（ニシパ）」が来年来れば、この新しく美しいところで寝ろと言う。松浦は彼に天保銭、手拭い、針などを贈ると、彼は自製の弓1挺とワシを射る矢2筋、クマを射る矢1筋を松浦へ贈つ

た。彼は、このあたりの風土や、「ルモウ」、「ニクフン」、「スメレンクル」の人口や地理について語ってくれた。そしてクシュンコタンへは一度行ったことがあるが、「運上屋」の番人たちの対応が悪いため、「タライカ等」は、「（「運上屋」には）従わないなどと赤裸々に松浦に語った。このような者を帰服させなければと来春のシレットコまでの案内などを頼んで出発した。彼は、荷物をニイツイ（新聞）まで運ぶのを助けようと、2人の「レフンヲロツコ人」を派遣してくれた。まさにこの者は、「皇国の威稜の緒々として鈍らさる証」である。

2-2-3 考察

最後の「皇国の威稜の緒々として鈍らさる証」とは、「我が国の天子の御威光がかがやいていることの証、の意で、北蝦夷地にまで日本の天皇家の御威光が広く行き渡っているという趣旨の表現であろう。この話は、アイヌの有力者・カニクシアイノによる「ヲロツコ人」や「ニクフン」などのアイヌ以外の人びとへの支配・服属の様相を記すほか、ロシア人によるアイヌの使役に対する嫌悪や、「運上屋」の使役への拒絶も織り交ぜたエピソードとなっている。「皇国の威稜」は尊王思想、ロシア人のアイヌ使役は攘夷思想の投影とも言える。

このカニクシアイノについては、『廻浦日記』の「巻の十七」の「コタンケシ」の項に次のような記述がある

(高倉 1978b: 165)。記述が長いので、主要な部分を①～⑦に抜粋して示す。

- ① 水至て清く、川手前よりは壺丁斗上に上るや土人小屋一軒（カニクシアイノ家内十二人）、我が至るを待て浜迄迎え、戸口には青草を敷、至極丁寧取扱、内に入るや女の子二人（妻ウトイケイ、妻エラツタフケ、婆シリハータ、男子一人十二三才、已下七人有之候）有之候に、一人はトマとハーを煮、一人はチライを料理致し、我と土人に振舞用意致しけり、
- ② 然るに家主我を引連裏の方へ出て、大なる家の柱斗漸々立たるを見せて、エントニシハ（江戸貴人）アルキ（来）モコロ〜（臥）と云て、其家の未だ不成就を大に残念がりたり、
- ③ 其内トマ、ハー等煮て染付の皿を一枚庫より出し来り、是え入て、マンジー チヤワン〜と云て其皿を指さし教、実に海外にて不見不知の我が始て行しに、如此まで懇意を尽し呉たりと思ひ落涙致せし処、何か不審に思ひしや、ツクニウを外へ連出して暫く低語て入来り、当時運上屋の所置を敬恭して我に語り、トマリ行度は候得共、其故にフヌフより奥は参らざる由さま〜と懇言を吐露致したりける、
- ④ 其間に来年はハツテサキまでも行ける（たき）が供致すやと尋しに、御供申度由申、我さえ行ば何もニシバ恐るゝ事なしと申せしが、如何にも左有るべし、
- ⑤ 背高凡六尺一二寸にして能肥太り、顔色たくましく、愛敬こばれ、頗る豪邁に見えたり、
- ⑥ 其よりして子供等の事を聞しに、子供八人、女の子二人、母とを我一人にて養ふよし申、其内一人の子は此間漸々生れし由なりとて、抱き来り見しに、其軀を古木綿を（にて）腰より上を包み、上に図するごとく縄にて巻置こと也、始て見し故甚おかしく覚、何故巻やツクニウに尋しに、行義（儀）が能成由申たり、左候処、家主の答に、今日ナヨロへ行ばニクフンの子供を見為え、また是よりも育方丁寧也と云て教しもまた心（親）切なりけり、
- ⑦ 扱按ずるに、先程我さえ行ば何も恐るゝ事無と申せしは思ひ当りしが、此者惣てヲロツコもタライカも服さし居候と思はる事は、昨日レフンヲロツコ二人を連れてニイツイえ来りしを、如何にも奴隷を遣ふ如くに致したり、其にて考れば、只今の言尤の由に見えたり、惣て奥地到るや皆豪邁にして雄（勇）氣理非の能分る者を以て尊敬致し、是の命令を何事となく用ゆる事也、クシユンコタン等に在宿の惣小使等と云は、後ろ立が皆支配人の番人のと申故、当時

のヘンカリ（の）如き馬鹿者も惣乙名と申、西場所エンルモコマフにはニシンスとて理非処か寅年の春は如何な事有、丑年の大一件の時は自分板蔵え入、西の土人は耆人も人間えはか（賃）す事が不成等申たる不忠さえ、女房と云ものが妙な人の落胤なるによつて其威を以て役夷人とも相成候に、中々此辺にては左様成事にては行不申、依て今申遣し候ても尤なるべし、

①には、カニクシアイノの家族構成などが記されている。『人物誌』の記述内容とほぼ変わらないが、彼が松浦の到着を出迎え、戸口に青草を敷いていることに對し、松浦は「至極丁寧」と記す。実は、彼は、前日の夕方、コタンケシより南のニイツイ（新聞）の松浦の仮屋まで「ヲロツコ人」2名を連れて来て、松浦が翌日訪れるのを聞くと、夜にコタンケシへ帰っている（高倉 1978b: 162）。松浦の訪問を事前に準備し、松浦を丁寧にもてなしたことがわかる。

②は、『人物誌』に記述のある話である。

③は、『人物誌』に記述のない話である。カニクシアイノが松浦へ満洲渡来（中国製）の染付皿で料理を振る舞ったところ、松浦が彼の親切な対応に感激して落涙したのを彼が不審に思い、チクニウを外へ連れ出し、事情を密かに尋ねていたという話である。「運上屋」の処置について彼は「敬恭」して松浦へ語ったとある。彼の「運上屋」に対する不満や憤怒の念の如何はわからない。

④のお供の話、⑤の彼の外観の話は、『人物誌』にほぼ同様の記述がある。

⑥は、彼の生まれたばかりの赤ん坊が、縄で巻き置かれていることに對し、これは子どもの行儀が良くなるという風習で、ナヨロへ行けば「ニクフン」の子どもにも同じ風習を見ることができるとのチクニウの口述を記した話である。この話は『人物誌』に記述のない話である。

⑦は、松浦の考えを述べた部分である。「レフンヲロツコ」2人の彼への隷従の様子から、彼が「ヲロツコ」や「タライカ」を服属させているこの地域の有力者であろうとする。そして、サハリン島南部より北の地域は、剛強で勇気があり、理非を弁えている者が尊敬されると推測し、一方で、サハリン島南部のクシユンコタンのヘンカリ（ベンカリ）や、エンルモコマフのニシンス（ニセンルス）は、日本の支配人・番人の権勢を後ろ盾に「役夷人」に成り上がった者たちであると痛烈に批判する⁽¹²⁾。『人物誌』では、サハリン島南部の有力者（ベンカリやシトクレラン）のロシア人への随従や、「運上家」の扱いに対する批判をカニクシアイノが松浦

に語ったように記すが、『廻浦日記』はそうのように記さない。単純に『人物誌』と『廻浦日記』の記述を比較すると、『人物誌』は、ニセンルスをしトクレランに変え、サハリン島南部の有力者の成り上がりの話をロシア人への攘夷の話に拘り替え、「運上家」への批判を付け加えている。すなわち、『人物誌』は、松浦個人の思慮をカニクシアイノに代弁させたと勘繰られても仕方のない叙述と言える。

なお、『人物誌』は、カニクシアイノが松浦へ、自製の弓1挺とワシを射る矢2筋、クマを射る矢1筋を贈ったと記載するが、『廻浦日記』にその話は見当たらない。松浦が弓を贈られた話は、1857（安政4）年の踏査日誌「由宇発利日誌」などに見られる⁽¹³⁾。『廻浦日記』には、ニイツイへ出稼ぎに来ていた「タライカ人」の「韃弓」についての記述はある（高倉 1978b：161-162）。

『人物誌』の末尾に記される「皇国の威稜」の文言は、『廻浦日記』の「巻の十八」に見える。松浦は、サハリン島中部の踏査を終え、帰路の途中に再びナヨロ（コタンケシより北）へ立ち寄った際、同所で「合船」（造船）をし、漁業出稼ぎを行うニクフン人50～60人を見て、「国体を蔑視するに齎し」と述べる。そして、彼らの中の2名の松浦たち一行の荷物運びの人足依頼の拒否に対し、「皇国の威稜未だ赭々たり」と記す（高倉 1978b：196）。その後、立ち寄ったコタンケシでは、ニイツイまでの人足協力として「レフンヲロツコ」2名の派遣をカニクシアイノが応じてくれたことを「是等は何の工（苦）もなく」と対比させて記す（高倉 1978b：196）。カニクシアイノの行動を「皇国の威稜」とする直接的な記載は『廻浦日記』にはないが、『人物誌』の「皇国の威稜」の記述は、松浦の彼への評価の反映とみてよいだろう。

『人物誌』と『廻浦日記』の記述を比べると、コタンケシにカニクシアイノ一家が居住し、「レフンヲロツコ」を服属させ、家を造っていることなどの記述は、細部の異同は認められるもののほぼ合致する。『人物誌』に見えないのは、中国製の皿の所持や、ニヴフの風俗による赤ん坊の扱いなど、満洲・サンタンやニヴフといったアイヌ以外の外来の物質文化や風俗の影響を示唆する記述である。これらは、松浦が『人物誌』で意図的に排除した可能性を指摘できる。

2-3 ノテカリマ

「豪英 ノテカリマ」は、『人物誌』初編・巻の下の10項目中2番目の記述である。サハリン島東海岸シラオロ村のアイヌの長である。彼に関する『人物誌』の記述内容（高木 2021：80-81）とその意識、考察は以下のとおりである。

2-3-1 史料引用

豪英 ノテカリマ

北蝦夷地東海岸なるシラ、ヲロといへるは、クシユンコタンより八十余里の奥にして、人家十余軒にして一村落をなしたり、其村にノテカリマといへる者有しか、余先年弘化丙午の年、尋訪し時は最早七十五六才にして紅髯白髪眼輝き面貌は威有て堂々として、猛らす凜々其辺りを払らひ、南海岸シレトコより奥、北はヲロツコ、タライカに到るまでも、其一令を発する時は其意に随はざるものなく、千余人の土人此一言に進退を致し、殆クシユンコタンなる通辞支配人共も此老人ニは解諭はなし得さり由にて、一人として運上屋元えも不遺置有しに、其に負くものもなし、支配人も其訳を詰問をもせず置しとかや、然るに依て哉、西海岸にても番人支配人等に辛き目見せられし土人等は、此者をさして逃来り居るもの多く有しニ、其等を世話致しかくまる置ニ、追かけ来る番人等も此者の家に居ると聞よりも、一言の詞もなく空敷帰り、依て大ニ其一事を支配人も患ひ、厳敷も土人等を苛責もなさゝりし由なるか、今度また渡海し、彼地え廻り行て見る哉、此七八年前に黄泉の鬼となりし由、左有哉其東海岸にて土人等足腰の立丈は皆クシユンコタンえ引揚、責遣ひ候様ニ成、少し美面なる女の子共（供）は妻娘の差別もなく、番人等の妾とし其に附ては三十才四十才ニ成るとも、孤独のものも多く有、種々介抱の振合も異り有し、其等のこと一々土人等に聞試るに、其そノテカリマなる者存世の節は番人等不法ニ苛責せは、彼シラ、ヲロえ逃行居候間、無理に捕えに来ることもなし得さりしか、今は何処え逃行とも追来りて捕え帰る様ニ成、また東海岸の土人等も皆引上遣ふ様ニ成、如何斗か存在の時よりは其振合異にして有るなり、実ニ其一人の義勇東海岸一千人はおろか、東西合て式千余人の如何斗か為となりし事やらん、其余ヲロツコ人もタライカ人も年々此処え来り、其より運上屋え持来る荷物を一々改めさせ、其村の僕を一人ツ、水先ニそ借り来りしとかや、また其家の僕クロスケといへるもの有しか此者妻と致すニ配寓（偶）程よき者近辺に無りしかは、タライカに申遣し一人の女の子を取よせ、其クロスケへ娶ハせしなりとて、今に其者も同村ニ居候、其委細は孫ウイキシユなるものは余昨夏ヲロツコ、タライカ迄も連行し時、行先先行共其始末を見るにノテカリマなるものゝ孫にて有るか故に一しは威有て頗る用弁にもなりたりけるにてもしられたり、

2-3-2 史料意訳

クシユンコタンより80里ほど北のシラオロに人家10軒ほどの村があり、ノテカリマという者がいる。私（松浦）が弘化丙午の年（1846年）に訪ねた時は75

～76歳で、髭は赤く白髪で、眼は輝き、顔立ちは威風堂々としている。サハリン島南海岸から北部の「ヲロツコ」「タライカ」に至るまで（の東海岸一帯の）、約1,000人ほどの人びとを統率している。クシュンコタンの通辞、支配人たちも、彼を説き伏せることはできず、彼は「運上屋」に一人の人員も派遣しない。西海岸で番人や支配人たちに辛い目に遭わされ、逃げてきたアイヌたちを世話し、匿っていても、追いかけてきた番人たちが彼の家にいると聞くと、一言のことばもなく番人たちは虚しく帰る。このたび（1856年）シララオロ村を訪ねると、彼は7～8年前に亡くなったとのこと。そのためか、東海岸では、足腰の丈夫な者はみなクシュンコタンへ取られ（運上屋に）使役され、「美面」の女性は番人などの妾とされているため、30歳、40歳でも孤独（未婚）の者が多い。ノテカリマの存命中は、シララオロへ逃げれば番人たちも不法に呵責することはなかったが、今はどこへ逃げても追いかけてきて捕らえられる。一人の義勇（ノテカリマ）は、どれほど東海岸の1,000人はおろか、東西あわせて2,000人のためになっていたことであろうか。そのほか、「ヲロツコ人」や「タライカ人」が（クシュンコタンの）「運上屋」へ持参する荷物を毎年シララオロで調べ、村の「僕」（配下の者）を水先案内として派遣してくれたとか。また、クロスケという「僕」の妻とする者が近辺にいないとなれば、「タライカ」から女性を連れてきてクロスケへ娶らせた。詳しくは、昨年の夏に「ヲロツコ」、「タライカ」へ連れて行った彼の孫ウイキシユの行く先々での様子を見るにつれ、ノテカリマの孫であるゆえに一際威厳があり、たいへん重宝したことで理解した。

2-3-3 考察

この話は、サハリン島東海岸のアイヌを統率する一人の有力者の「豪英」の体裁をとりながら、クシュンコタン運上家による漁場経営の非道や、支配人・番人の不法性などを訴える内容となっている。このノテカリマについては、1846（弘化3）年の松浦の日誌の「シラロ、」の項に次のような記述がある（秋葉 1999：433-434）。

夷人小屋三軒、内壺人酋長、名ノテカリマと云よし、……（中略）扱此ノテカリマと云は、此頃クシュンコタンへ往しとて、其女房と子供と出て大ニもてなしけり、其家居甚美々敷して行器、盃台、銚子、太刀、長柄の類、又蝦夷出来の弓矢多く飴り、熊の皮等多く有たり、

扱此ノテカリマと云るものは、十二年計前迄は南シレットコより奥の方の夷人は皆我が支配なりとて

本邦の令ニ不随、夷人共を一人も運上屋元ニ遣はさざりし由也、然る故に通辞、番人もせんかたなく有しが、種々と贈り物等をして馴つけし由ニ而、今は漸々と先鮭漁の間丈は東部の夷人どもをクシュンコタンえ遣す様ニなりしと（か）や、中々其話しを聞ニ、強勇にして仁心深し、公料のせつの所置と当時の所置とは大ニ変りたり、其故ニ壺人としてクシュンコタンニは遣はさざるよしを申せしとかや、又其平夷をなつくる事、如何ニも我が子を受する如き様に有しと云り、故に今に而も東部の夷人はクシュンコタンの命令よりも、此者の命令をよく聞しよなり、

ノテカリマはクシュンコタンへ行き留守とあるので、この記述に従えば、松浦は、シララオロ村では彼とは会っていないことになる。彼の家に飾られていた行器、盃台などの漆器類、銚子、太刀、長柄は、和人から入手した日本製品であろう。ここには、彼がサハリン島東海岸を統率する有力者であり、「運上屋」の命令に従わなかった様子が窺える。この記述は『人物誌』とほぼ符合する。しかし、通辞、番人たちによる「贈り物」により彼は態度を軟化させ、漁期の間はクシュンコタンへ人員を派遣するようになったとある。彼の家に飾られた日本製品は、懐柔の結果としての「贈り物」なのかもしれない。彼が強大な力を持つ有力者であり、東海岸のアイヌたちの尊敬を集めていたことは事実のようであるが、「運上屋」の意向に全く従わない、あるいは彼の死後「運上屋」の横暴が強まったとする『人物誌』の記述は、いささか脚色が入っているようにも思える。

一方、1856（安政3）年の松浦の踏査日誌である『廻浦日記』の「巻の十五」の「シラ、ヲロ」の項には、以下のような記述がある（高倉 1978a：624-626）。記述が長いので、主要な部分を①～④に抜粋して示す。

- ① ウイキシユは赤地牡丹なる純（緞）子の広袖を着し、我が刀を荷にし先に立行に、当所は別て大村の事なればとて、召連し土人も皆一同威義正敷して、ツクニウは陣羽織を着して、村に懸るや入口にヲロツコ人五人座して我を出迎ひたり、
- ② ウイキシユの家へ到るや、門口にライムニキナを敷て我を饗せり、此家は凡五間に六間も有、爐を二つ切、当島第一の大家にして、ウイキシユの祖父と云はノテカリマと云て、余が先年来りし時も逢しが、聊豪気の者にして、運上屋にても中々手余せし者也しが、其云々は三航日誌にしるし置て爰に略しぬ、
- ③ 其（ウイキシユの）母と云はノテカリマの実の娘なるが、父はウシカンテと云て、是も此辺にて誰壺人

此者の命令を負（背）くもの無、英邁有る者なりしに、近年死去したりと、今は後家と成て居るよしにて、西海岸ナヨロのシシクライが東海岸へ出し時の妾と致し置るとかや、

- ④ 土人小屋七軒（土産取ウイキシユ、家主トシヤンケ、家主ヘモシテ、家主トヲシリハ、家主クロスケ、家主キミュサアイノ）有、其余僕の家なりとて今二三軒も見たり、然し此クロスケはウイキシユの僕分なりと聞り、此者の女房テトラケマと申者はシリマヲカ住タライカの者の娘なる由にて、此クロスケ儀年々シリマヲカへ行候て娶り来りし由也ける、

ここに登場するウイキシユは、当時シララオロ村の土産取⁽¹⁴⁾で、松浦に随行して案内役を務めていた人物である。①で「我が刀を荷にし先に立行に」とあるのは、松浦一行をシララオロ村で出迎えるために、一行を離れ、先に村へ戻ったとの意味である。ウイキシユが着用した赤地牡丹の緞子とは、アムール川下流域を經由して流入した中国製の絹織物で仕立てた衣装であろう。彼、もしくは彼の先代が、サンタン人から、あるいは直接満洲へ朝貢して入手したものと推察される。松浦随行の案内役たちの「威義正敷」、「陣羽織を着して」の様子から、ウイキシユ家がこの地域の名家であったことが窺える。

②③によると、ウイキシユ家はサハリン島の「第一の大家」であり、ウイキシユの母の父（祖父）がノテカリマであったことがわかる。②には、松浦がノテカリマに「先年」出会ったとあるが、先述のとおり、1846（弘化3）年の松浦の踏査日誌には、シララオロ村で彼に会ったとは記されていない。③によると、ウイキシユの父ウシカンテもこの地域の有力者であり、近年死去したとある。『人物誌』では、ノテカリマが近年死去し、それ以降「運上屋」の横暴が強まったとあるが、『廻浦日記』の記述に従えば、これはウシカンテのことと推察される。

④はウイキシユの僕クロスケの嫁取りの話である。『人物誌』は、クロスケがノテカリマの僕で、ノテカリマが世話してタライカから嫁を連れてきたと記すが、『廻浦日記』はクロスケが自分で嫁を娶ってきたと記す。

以上のように、『人物誌』と松浦の踏査日誌の記述を比較すると、ノテカリマが、クシユンコタン運上家の意向に簡単には従わないサハリン島東海岸の有力者であったとする記述は概ね一致しているが、彼の存命中は一人の人員も運上家へ派遣しなかったとか、いくつかの細部において異同が認められる。『人物誌』が細かいエピソードを潤色した可能性は十分に想定できる。

2-4 シトクレラン

「酋長 シトクルランケ」は、『人物誌』初編・巻の下の10項目中10番目の記述である。サハリン島西海岸ナヨロ村のアイヌの長である。『人物誌』以外の史料では、シトクレラン、セトクレロなどと表記される（以下、本稿では「シトクレラン」と表記する）。彼に関する『人物誌』の記述内容（高木 2021：102-106）とその意識、考察は以下のとおりである。

2-4-1 史料引用

酋長 シトクルランケ

酋長シト克蘭ケは北蝦夷地なる西海岸ナヨロに代々住して、此島の酋長五人衆の壱人なりけるか、其父はヤレクルアイノと云、其曾祖父は満清の楊忠貞といへるものなるは、博く世に知ることにして、今に其伝ふる処の書四通を持ち、其包し紙に最上、和田両士の添書も現存致し、其威権西海岸に誰壱人此者の令を背むくもの無かりしか、近來人間種の土人多く出来り、被威をも其によつて少し薄く相成候、別ても、当時惣小使を勤るニシンス、と云るものは或人の落胤なるカリバといへる娘を娶りし後は威を四方に振ひ、さまゝの土人の振合ならざる悪事等をも致したる由なれとも、左有まゝ愈々家富栄え居て誰壱人此ニシンスの不法を製（制）するものも無、遺恨を含むもの多かりける故、如何時は一度の功勲を奏して威権を復古させまほしと思ふ時から、去る安政元丑の秋八月下旬なるか、魯西亜人共貳人奥地スメレンクルより出来り追々ウシヨロライチシカをも越てクシユンナイを過ナヨロに来る哉、此シト克蘭ケ右の両人を捕え何故の事有て此処え来りしやと尋しか、魯西亜人の答に蝦夷言にてシラヌシえ到るよし答たりけるか、左候よりシト克蘭ケ大に怒り、何処に行とも我か前をも案内もなく通ること不屈きなり、先シラヌシえ行候ならば、其由をはエンルモコマフまで聞合し、通して宜敷由ならば通すへし、左も無時は通し難しと留め置て、倅カンシヤウマンテに僕壱人を添て其由をモコマフえ聞に遣し候処、モコマフにては左様の事は白ヌシならて誤りかたしと、一切取合ハさりしかは、依てカンシヤウマンテもいたし方なくモコマフを立て白ヌシまで、其取斗方を聞に出来りし処、最早氣候秋気立て往来も暇取しまゝ、其魯人等は是に退屈致し、是非行度由強て願ふといへとも、此シト克蘭ケ聞入れざるか故に、魯人も詮方なく一つの工風を廻らし、我等こと余り此処にて暇取候間時候も後れ候間、当年は一先帰り度候由申暇乞してシト克蘭ケへ別れを告て出立、クシユンナイまで戻り来りて、其よりシラ、ヲロ、ヲタサン、ナイフツ、ロレイ等を越て、彼トンナイチヤの手前なるヲチヨホカと云処の川よ



シラヌシへ向かう予定のロシア人とシトクレラン
『近世蝦夷人物誌』初編・巻の下 石水博物館所蔵



り十一里の山越をそ致しクシユンコタンの手前ホロアントマリといへる処え越、彼来着の魯人の柵え行たりとかや、然る処シトクランケは其事を不日に聞取兩人の始末甚不直由に思ひ、我か家を立帰る時は国元え帰ると云偽て他の道筋を通りてクシユンコタンえ行し事、如何にも不屈^(屈)なりとて、其便りを聞よりも早く、エモシおつ取、二人の僕を伴ひてクシユンコタンえ追懸来りて、其不屈^(屈)を責問せんと、墨柵え入込て、高声に談判致したるか、数十人の官吏も是にもてあまし、山海の珍味取出し墨夷赤秋の産なる種々の美酒等出し饗応致し、其罪をそ謝したりしか、其美口佳酒のもてなしを妬む土人とも等か、其故由を直に運上屋え告しらせしや、番人共其シトクランケの帰り来るを、今哉おそしと待受居り、帰り出来る哉否十三人の番人等縄もて厳敷縛りいましめ打たき今は息絶るまでも苛責致したる由なる哉、其苦しさに泣き叫ぶ声に魯人共兩人運上屋え来り、何故にかくは致す哉、如何に夷人等とは申せとも何程の悪き事有る哉、是も天地の民なるをやと縄解きほとき番人に向ひ説破致しければ、一言の答もなく十三人の番人等は間をそ致し其いましめの縄打捨遣りて逃去りしとかや、然るを番人等遺恨と思ひシトクランケは魯人え味方せし、又内通致し候ものなり等と、各々悪きことは秘め置、松前府の吏にも訴え、無しその罪をそ着せしなる由、去る辰とし余

さま〜と苦心して此一条を糺せしかは、何卒シトクランケに逢て今一度も聞まほしと、ナヨロえ行しか、其時の疵今に時々痛を発して難渋をそ致し、此頃も其跡起りて病床に寝たるよし、申まゝ、其床の処え行しはし、語らひ、嘗十余年前ニ一宿の無心等致せしことの札を演て別れたりけり、然はあれとも其罪の無しつたることは、何時かは天地の神も照覧ましめて、公の御疑惑ははれましといさめ別れたりけるか、実ニ此者等こそ皇国の威稜を異国人までも振るひしめしたりとも云へけんものを哉、

2-4-2 史料意訳

シトクレランは西海岸ナヨロに代々住み、サハリン島の「酋長五人衆」の一人で、父はヤレクルアイノ（ヤエンクルアイノ）といい、その曾祖父は「満清の楊忠貞」という者である。（満清）伝来の書を4通所持し、最上（最上徳内）、和田（和田兵太夫）の添え書きのある包み紙も現存し、その威勢は、西海岸において誰一人として彼の命令に背く者がいないほどである。近頃、「人間種の土人」がたくさんできて⁽¹⁵⁾、その威勢は少し衰えている。当時惣小使を務めるニシルスは、ある人の落胤であるカリバという娘を娶り、威勢を四方に振るい、アイヌにふさわしくない悪事をしているとのことである

が、誰一人ニシンスの不法を制する者はいない。シトクレランは、何とかして威勢を復活させようと、「魯西亜人」（ロシア人）2人がシラヌシへ行こうと安政元年の秋8月下旬に（正しくは1853（嘉永6）年の8月）ナヨロへ南下して来た際、彼らをナヨロで静止した。その後ロシア人たちが、戻るふりをしてナヨロより北のクシュンナイからサハリン島東海岸のマーヌイへ抜け、東海岸経由でクシュンコタンへ向かったことを知ると、「エモシおつ」（刀帯）を携え、2人の僕とともに追いかけた。（クシュンコタンの）「墨柵」⁽¹⁶⁾で彼が大きな声で（ロシア人に）談判に及んだところ、（ロシア人の）官吏たちも持て余し、山海の珍味や美酒でシトクレランを饗応した。シトクレランへの接待を妬んだアイヌたちが、そのことを「運上屋」へ密告した。番人たちは、シトクレランが帰るのを待ち、彼が出てくるや否や、13人の番人たちが縄で縛って打ち叩き、息絶えるまで彼を責め立てたとのこと。ロシア人たちは、彼が泣き叫ぶ声を聞き、「運上屋」へ来て、縄を解くように番人たちを説得し、13人の番人は逃げ去ったとか。番人たちは遺恨を抱き、シトクレランはロシア人へ味方し内通しているなどと、自分たちが悪いことは秘匿し、松前藩士たちに訴え、シトクレランへ罪を着せたとのこと。去る辰年（1856年）に、私（松浦）は、この一件を調べるため、シトクレランに会って話を聞きたいとナヨロを訪ねたが、彼はその時の傷が癒えず病床に臥していた。（私は）そこでしばらく彼と話し合い、十数年前に宿を借りた礼を述べ、罪が無くなり、疑惑が晴れることを諫めて別れた。まさに彼は、「皇国の威稜」を異国人にまで振るって示したというのに……。

2-4-3 考察

この話は、勢力を失いつつあるアイヌの有力者が、威勢の復古を求めてロシア人に果敢に挑むが、アイヌの裏切りや番人たちの横暴により罠にはめられ、ロシア人内通の嫌疑により処罰され、最後は病床に臥するという哀れで悲しいエピソードとなっている。記述の末尾には、「皇国の威稜」の文言が登場し、先述の「2-2 カニクシランケ」の話と同様、攘夷の話として帰結させる。

シトクレランについては、1846（弘化3）年の松浦の踏査日誌の「ナヨロ」の項に次のような記述がある（秋葉 1999：448）。

此処に五人衆乙名といへるもの一人有、則此親はヤエンクルと云し由也、先年中村小市郎、松田伝十郎、間宮林蔵等の此地へ来りし時、皆此家にて泊りて山丹の風俗を教諭せられし家なりと、其人よりもらひしと云小柄、鐐の類も今ニ持けり、

ここでは、サハリン島にはアイヌの有力者が5人（「五人衆乙名」）いて、うち1人がナヨロに住むヤエンクルの子であると記す。「先年」とは、1801（享和元）年の中村小市郎、1808（文化5）年の松田伝十郎、間宮林蔵のナヨロ渡来のこと、彼らにサンタン風俗について語ったことを指す。松浦は、この記述に続き、近藤重蔵の『辺要分界図考』を引用し、ヤエンクルの父が満洲官人より楊忠貞の名と、朱印付きの満洲語文書を授かったことを記す。そして、自身の考えとして「然るニ我が休ひし家は、其ヤエンクルの子共（供）にし而、楊忠貞の孫也、しばし休らひて居たるが、其印と云ものは如何様ニ云えども見せざりけり、按ずるに、其品は皆松前番人どもが取上げたると思わる」と推測する（秋葉 1988：449）。

実は、シトクレランの父はシロトマアイノであり、ヤエンクルは伯父（シロトマアイノの兄）である（洞・谷澤 1988：111）。また間宮林蔵は、楊忠貞（ヨーチイテアイノ）をヤエンクルの祖父とする（洞・谷澤 1988：111）。いずれにせよ、楊忠貞が満洲官人から授かった満洲語文書は、代々受け継がれ、シトクレランの家に伝わっていたのである。松浦は、結局シトクレランからその文書を見せてはもらえず、その理由を番人たちによる文書の篡奪と推測する。この満洲語文書は、通称カラフトナヨロ文書（またはヤエンコロアイヌ文書）と呼ばれ、ナヨロ村の長の満洲人への朝貢、すなわち中国清朝への服属を示すものであった⁽¹⁷⁾。

1856（安政3）年の松浦の踏査日誌『廻浦日記』の「巻の十九」の「ナヨロベツ」の項には、「夷家拾軒」とあり、そのなかに「惣乙名シトクラン行年六十一才家内十一人」とある。そしてシトクレランについて、次のように記す（高倉 1978b：224）。

此惣乙名シケ（ト）リ（ク）ランといへるものは大清楊忠貞の孫の家にて、其書置しと云書一通今に伝えたるよし也、其写しは辺輿分界にも出、また鈴茶溪君も見られしと聞り、此者少し豪氣有て、此辺の土人此者の命令に背くものなし、去る寅年此者は赤狄に一味せしとて風説を致されしが、是には深き訳の有る事にて、中々容易に得（会）篤（得）しらるべき事にあらず、此時の事多く伝誤り有を、他日また一冊認め置んことを、

ここでも松浦は、シケリラン（シトクレラン）が楊忠貞の孫であると誤記する。そして、彼の家には文書があり、写しが近藤重蔵の『辺要分界図考』に抄録され、鈴木茶溪（善教）が現物を見たとき。続いて松浦は、彼がこの地域のアイヌの有力者であること、赤狄（ロシア

人)に内通したと噂されたが、この時の伝え聞きには誤りが多いことを指摘する。

松浦の踏査日誌のシトクレランについての記述は、『人物誌』ほど詳しくはないが、彼の家代々満洲から授かった文書が伝来し、彼がアイヌの有力者であるとの記述はほぼ一致する。

問題は、ロシア人への内通の真偽である。1853(嘉永6)年8月から約8か月にわたってクシュンコタンに滞留したロシアの陸軍少佐ニコライ・ブッセの日記のなかに、シトクレランの行動に関する記述がある。秋月俊幸による訳文(秋月 2003)から、主要な部分①～⑨を抜粋する。

- ① ナヨロ村はもっとも住民の多い村の一つで、その長老はアイヌたちから広く尊敬を受けており、彼らによって長老の中の長老と考えられている(秋月 2003: 185-186)。
- ② 一月七日 ナヨロ村の長老セトクレロ(筆者註: シトクレラン)が到来した。彼のわれわれの村への到来および滞在中におけるわれわれや日本人に対する態度は、私がこれまでに書いてきたいくつかの考えの正しさを一層よく説明するものであった。彼が持参したマーヌイ川からのルダノフスキーの手紙は、セトクレロの旅行の目的を説明していた。それは私のところへ客としてやって来るすべてのアイヌたちと同じで、贈り物を受け取ることであった。セトクレロが違っていたのは、彼がロシア人に協力を示したこと、彼がすべての長老たちのなかの長老とみなされていることから、他の長老たち以上にたくさんの贈り物を期待し、請求する権利をもっていたことである。彼は北方のそれぞれ異なった村々の二〇人ばかりのアイヌたちを伴い、一〇台のそりでやって来た。病気のためナヨロ村に留まっていたギリャーク人のポズヴェインはペトロフスクで知られた商人であるが、彼も一緒にトマリ(筆者註: クシュンコタン)へ到来した(秋月 2003: 212-213)。
- ③ セトクレロは到着するとすぐジャチコーフにロシアの隊長に会えるかと尋ね、肯定的な回答を得ると一緒にやって来たすべてのアイヌとギリャーク人を引き連れて私のところに現れた。私は長老を敬意をもって迎え、熊の毛皮に坐らせた。私の部屋はアイヌたちでいっぱいになった(秋月 2003: 213)。
- ④ よく知られているように、お辞儀と手を持ち上げる最初の挨拶ののち、米や魚、乾ブドウ、茶などのご馳走が出された。長老が長い演説をした後で、今度は他のアイヌたちも演説を始めたが、幾人かはそれでも十分ではなかったらしく、さらに演説を続け

た。(中略)。私はセトクレロの演説を理解できなかったのが大変残念であった。彼の賢そうな眼、活気にあふれた身振りから判断すれば、その演説は興味深く、筋道の立ったものであったに違いない(秋月 2003: 214)。

- ⑤ 演説が終わったのち、しばらく完全な沈黙が訪れ、私の客たちが何かを待っている気配が察せられた。その期待の目的が贈り物であることを推察するのは困難ではなかった。私はそれらを持ってくるように命じ、分配を始めた。セトクレロは赤くて目のつまった羅紗や大きな毛糸のショールを受け取り、他の年長者たちはそれぞれ毛布や小さな絹の肩掛けを、そして最後に長老の従者たちもそれぞれ水兵用の青いフランネルのルバーシカを受け取った(秋月 2003: 214)。
- ⑥ セトクレロは日本人たちからも同様に大きな敬意をもって迎えられた。その面会の席に立ち会ったジャチコーフが語ったところによれば、日本人たちはセトクレロを上席に坐らせて酒をご馳走し、畏敬した様子で彼の話に耳を傾けていたという。そのとき彼は日本人たちに対し、ロシア人が彼らの土地に到来したからには、アイヌたちを虐待することのないよう諭したのであった。日本人たちもアイヌたちに米と酒を与えた。セトクレロに示されたこのような応対は彼を非常に満足させたように思われるが、その結果残念なことには、この未開人はわれわれに贈り物や物資を遠慮なく求めるようになり、日本人に対する態度も無作法になったのである。彼は毎日のように訪れてそのたびに何かを求めたので、すでに八〇ルーブルが彼とその従者たちに与えられた(秋月 2003: 215)。
- ⑦ 最後の別れに私はアイヌたちに酒を振舞った。われわれから道中の食料や物資を受け取ったセトクレロは、次に日本人の方へ向かった。日本人たちは直ちに彼に酒碗を持ってきた。彼はそれを飲み干すと、さらに三杯のお代わりを求めた。すっかり酔いが廻った彼は日本人の長老マルヤマを罵りはじめた。後者は悪口へのお返しに彼の頭を鉄の火箸で殴りつけ、出血するほどの傷を負わせた(秋月 2003: 217)。
- ⑧ そのため私はマルヤマがセトクレロを殴ったと知ったとき、直ちに厳しく審理しようと思ったが、それと同時にセトクレロが酔っていて、日本人たちが彼を特別な敬意をもって迎え厚遇したのに、彼は酔いにまかせてマルヤマを罵りはじめたことが分かった。そのため私はセトクレロにも罪があると思う。しかしそれでもマルヤマがそのことを私に訴え

る代わりに彼を殴ったのは悪い行為である（秋月 2003：218）。

- ⑨ 一時間ほど経ってセトクレランが仲間のアイヌたち全員を伴って現れ、自分は大変満足しているとのべた。彼はさらに酒一樽、米二俵とたくさんのタバコを受け取ったので、ジャチコーフが私に伝えたところによれば、彼は頭を殴られて得をしたと語ったそうである（秋月 2003：219）。

①は、シトクレランがアイヌから広く尊敬される有力者であるとの記述である。「長老の中の長老」の表現は、『人物誌』の「酋長五人衆」の記述とも一致する。

②は、1854（嘉永7）年1月7日に、シトクレランが総勢20人ほどでブッセのいるクシュンコタンの陣営に押しかけ、ロシア人に協力の意を示し、「贈り物」を受け取りに来たとの記述である。『人物誌』のなかに、シラヌシへ行こうとしていたロシア人2名をナヨロで留めたとあるのは、ブッセの日記では、ロシア人ではなくギリヤーク人（ニヴフ）のポズヴェインである。ポズヴェインはおそらく、日本人と交易するためシラヌシへ向かうサンタン人やスメリンクルと考えられる。しかも、ポズヴェインのナヨロ滞在の理由は、シトクレランの制止ではなく、病気のためであった。

③～⑤は、ブッセとの会談の様子である。ブッセは、シトクレランたちアイヌの演説内容を理解できなかった。ただ、彼らが日本人に対しアイヌの虐待禁止を主張した⑥の記述から推察すれば、日本人によるアイヌの不当な扱いや、ロシア人への積極的な協力の意向を述べたことは想像に難くない。シトクレランが、日本人のアイヌへの扱いに常日頃から不満を抱いていることや、番人たちがシトクレランに一目置いて接している様子などが、ここからはわかる。

⑦～⑨は、シトクレランと番人マルヤマ（丸山忠吉）の喧嘩口論の顛末である。酩酊したシトクレランがマルヤマを罵り、マルヤマが鉄の火箸でシトクレランの頭を殴り出血させたのである。ブッセは、両者が悪いと記すが、この一件は暴力を振るったマルヤマに非がある。しかし、この一件を13人の番人によるシトクレランへの折檻と記す『人物誌』の記述は、事実の誇張である。喧嘩の原因はシトクレランの酩酊と罵詈雑言であり、彼のロシア人への内通と接待への妬みではないからである。

このようにブッセの日記と比較すると、『人物誌』は、運上家＝悪、アイヌ＝犠牲者の構図を演出するため、情報を意図的に改変しているように見える。

ブッセたちロシア人のクシュンコタン退去を促すため派遣された1854（嘉永7）年の幕吏の記録のなかに、「ナイヨロ 惣乙名 シトクレラン」について次のよう

な言及がある（東 2005a：338）。

- ① 右之者（筆者註：シトクレラン）、年齢六十歳餘ニ相成候得共、至而丈夫ニ而、力量有之、生来奸智深く、弁舌等も達者故、北蝦夷地夷人とも一体感伏いたし、罷在候由之处、去秋中異国人渡来之節、ヲロノフ并外士卒六人、同時山艱船ニ而西海岸通ナイヨロ江出、シトクレラン小家へ立寄、案内相頼候由之处、承引いたし、同人三男カンチュマンテ外三人江申合、クシュンナイ方山越致し、東浦マヌイへ出、海岸又者搔送船ニ而、クシュンコタン江道先案内為致、又者当正月中、同所運上屋江罷越、番人忠助其外之もの共守護罷在候を、無謂立退候様申勸候由ニ付、無制之夷人与者乍申、如何様之心底ニ可有之哉も難斗、番人共々無屹度為相尋候積を以、シラヌシ迄為呼出候处、罷出不申、尤廻浦之節ナイヨロ方先へ同人儀案内仕、当節之姿ニ而、殊之外恐怖（致）罷在候趣相聞候得共、何れも異国人共江服従致し候ものニ御座候、
- ② シトクレラン義も廻浦之節見請候处、自餘之夷人と違ひ、一癖有之人物与相見得候得共、今般之儀強而深キ思慮有之、魯夷ニ随従仕与申ニも有之間敷、全父祖之風習ニ染、眼前之利欲ニ迷ひ候儀ニ而、当節ニ至り候而者は、後悔仕候哉之趣ニも相聞、夷人之内ニ而者相応用立候者ニ付、追々御仁恵を以御懷被遊候ハ、東西奥地之もの共帰服為致候御一助ニも、却而罷成可申哉与奉存候、

この史料①～②は、作成年代、作成者の記載がない上申書⁽¹⁸⁾からの抜粋である。内容は、サハリン島へ派遣された幕吏（堀織部、村垣与三郎）の上役への上申書であり、ブッセたちロシア人の滞在中に彼らと関わりのあった日本の支配人・番人やアイヌたちの素性や行動について報告するものである。筆者は、この上申書の作成者を堀と推測している（東 2005a：353）。そのなかに、シトクレランについての言及がある。

①によると、シトクレランは北蝦夷地のアイヌの有力者であり、オロノフなど7人の彼への道案内の依頼に対し、三男カンチュマンテなどを派遣し、また自身も1月にクシュンコタンの運上家を訪れ、番人たちに立ち退きを要求したとある。事実を審議するため、シラヌシへの出頭を命じたが応じなかった。いずれにせよ異国人に服従した者であると断定する。

②は、彼への処罰の方針を示す記述である。「魯夷」（ロシア人）への随従を認定するが、彼がそれを後悔しているとし、日本側のアイヌ支配策の一環としての彼の利用を訴える。

これら『人物誌』以外の史料から見えてくるのは、シトクレランが運上家の意向には従わないアイヌの有力者であり、1853（嘉永6）年のロシア人のクシュンコタン滞在に際し、ロシア人へ積極的な協力の意を示す姿である。こうしたシトクレランの行動の背景には、日頃からの日本の番人たちに対する不満の蓄積がある。彼の立場に立てば、日本であれロシアであれ、自分たちにとってより都合が良く、利益を得られる方に協力・服従の意を示すのは、大国からの侵食・脅威への防衛反応として当然である。こうした事実を隠匿し、威勢の衰えるアイヌ有力者の姿や、運上家＝悪、アイヌ＝犠牲者像を演出する『人物誌』の記述は、いささか史料としての信憑性に疑問があると言える。

なお、ニセンルスの台頭によるシトクレランの威勢衰退の話も、『人物誌』以外の史料では確認できない。この話は、松浦の思いの反映と脚色と判断できる。

また、1862～63（文久2～3）年のシトクレランの惣乙名退任・隠居の願いについて、ほかのアイヌたちの気受けを気にして幕吏たちが配慮していることなどから見ても、彼は1868（明治元）年頃に死去するまで、相当な影響力のある人物と見られており、威勢を放っている⁽¹⁹⁾。『人物誌』の言う衰退するアイヌ有力者像とは程遠いことを付言しておきたい。

2-5 ベンクカリ

「酋長 ベンクカリ」は、『人物誌』二編・巻の中の12項目中6番目の記述である。サハリン島南海岸クシュンコタンのアイヌの長である。彼に関する『人物誌』の記述内容（高木 2021：159-161）とその意識、考察は以下のとおりである。

2-5-1 史料引用

酋長 ベンクカリ

ヘンクカリといへるは北蝦夷島クシュンコタン運上屋元の惣乙名にして、此者の親はニシクタアイノと云、此者を産て未だ懐をも不離に死去し、其母の祖父のキムラヤイといへる爺に育てられ、当年もし存命なせば、三十五六才なるへし然るに此キムラヤイは余丙午のとし遊びし頃は腰は二重にも成りしか、未だ確乎として藜杖に助けられまゝ漁場の差図等致し居りしか、折りへは酒を持行て文化丁卯の乱の話し等を聞しか、当場所切開も惣て此キムラヤイか差図にて有りしかや、然る処それも十年斗前ニ死せしかや、其か嘉永^(永)癸丑のとし秋八月晦日魯西亜船運上屋前え着し上陸し、其辺りを実測して翌日には仮小屋を建る材木、大小礮等迄も陸え運ひ、其よりして運上屋え行、番人の逃帰り忠助、平助、伝吉、豊吉、源兵衛、清兵衛等を引連元船え行んとせし

ニ、文化度魯西亜人共渡来致し、当所運上屋并ニ其外蔵々等焼払、所々乱妨ニ及び、番人を擄捕、彼国え連参り候事等を思ひ出し銘々に恐怖して土人等までも出奔致し行き、今は捕らへられし番人も一旦船え連行れしかとも、戻され帰りしに、是もいつか逃去り今は土人等漸々式十人斗と成りし時、ヘンクヤリ妻のヲマンリクマと倅のユウトルマカとて其頃七八才斗なるを呼よせて最早如此まで番人も土人も逃漸々爰ニ式十人斗也、是等も追々必ず逃去るへくんは其方も倅を連て逃去れよ、我は此処ニ立留りて、運上屋并ニ蔵々まで焼払はれ候までも其安否を見とゞけ居るへし、最早我か生命は無ものと思ひしかは、妻には却て足まとると申し、重代の大刀短刀等をわたし、其処を去らしめ、其より脇乙名なるアンタイノといへるを呼よせ、扱当所も如此皆逃去り残る十七八人も今にも逃去るへしと思わるか、我か考る時は今日までさて不法の事も致さる赤狄いかて悪事をなすへし、彼等の国ニはそれへの政事といへるよしなれも支配人や番人等の如き事はせまし、と思ひ定めしかは、其元ニは我と二人此処ニ運上屋の先途を見定めるへしと云に、流石のアンタイノ、脇乙名をも勤る身なれば同意して此処ニ留る旨を二人居残十七八人の者え申聞かせしかは、余の者等も決心して我も乙名達に残り玉ふ事なれば如何て立去り候哉と同意し、今ニ如何と乱妨をなすとも少しも不動との勢なりしニ、魯人も少しの乱妨ケ間敷義もなく安泰にて過したり、実ニ此者なかりせば、運上屋空虚ニなして仕舞へけるに、此者の赤心一ツなして皇国の威稜聊か斗残り大義恥かしめも受さりしこと其功少なからずと領主よりも厚く其を賞して行器壺荷、耳盃壺盃、いくわし等え書取を附て玉はりしめいと目出度ことなりしか、おしるかな一昨年辰としの夏余か分袖の後病ニ着て九月の初つ頃に死去せしかや、其遺恨筆につくしかたくそ覚まゝ此処にしるし万世に残し置くもの也、

2-5-2 史料意識

ベンクカリの父ニシクタアイノは、彼が産まれて間もなく死去し、彼は母方の祖父キムラヤイ（キムラカアイノ）に育てられた。彼がもし存命ならば35～36歳である。私（松浦）が丙午の年（1846（弘化3）年）に訪ねた時、キムラヤイは漁場の指図などをしていて、酒を酌み交わしながら「文化丁卯の乱」⁽²⁰⁾の話などをしてくれた。この場所（クシュンコタン漁場）の開発は、すべてキムラヤイの指図であったというが、10年ほど前に亡くなったという。嘉永癸丑の年（1853（嘉永6）年）秋8月晦日にロシア船が「運上屋」前に上陸し、翌日には仮小屋（陣営のこと）を建て、それから運上屋へ行って、忠助、平助、伝吉、豊吉、源兵衛、清兵衛などを元船（ロシア船）へ連れて行こうとしたところ⁽²¹⁾、文化

年間のロシア人による焼き打ちのことを思い出し、各々恐怖し、アイヌたちまでも逃げ出した。今は20人ばかりとなった。ベンクカリは、妻のヲマンリクマ（オコンリクマ）と7～8歳になる息子のユウトルマカ（ユウトロマッカ）を呼び寄せ、自分はここに残るので、我が命はないものと思い、逃げるよう伝え、先祖伝来の太刀、短刀などを渡し、妻や息子を退避させた。そして脇乙名アンタイノを呼び寄せ、今残っている17～18人も今にも逃げ去ると思うが、赤狄（ロシア人）の国にはそれぞれの「政事」があり、支配人や番人などのような事はしないと思うので、私とともに2人でここで「運上屋」の先途を見定めようと述べた。アンタイノも同意し、ほかのアイヌたちにもその旨を伝えたと、みな決心して留まることとなった。「魯人」（ロシア人）は少しも乱妨のようなこともせず、安泰に過ごした。まさにベンクカリがいなければ、「運上屋」は空虚になってしまうところ、この者の「赤心」により「皇国の威稜」が残り、大義辱めも受けることがなかった。この功により、彼は領主より行器、耳盥などの品を授かったのはまことにめでたいことである。惜しくも、一昨年（1856（安政3）年）の夏、私（松浦）と別れたあと、病になり、9月のはじめごろに亡くなったとか。その遺恨は筆に尽くしがたく思い、ここに記し、後々まで残すものである。

2-5-3 考察

この話は、ロシア人のクシュンコタン滞留に対し、自分の務めを果たすため、妻や息子を安全な場所へ退避させ、自らは逃げずに留まることを決め、その意に同意した他のアイヌたちの結束も促した一人のアイヌ有力者の武勇伝となっている。女性や子どもを守る理想の父親像と、村の長としての責任感を果たし、果敢に外国勢に対抗しようとする強いリーダー像が、ここに反映されると解釈するのは言い過ぎであろうか。先の「2-2 カニクシランケ」や「2-4 シトクレラン」の話と同様、「皇国の威稜」の文言が登場し、攘夷思想の影響が見られる。

先に検討した『人物誌』の「2-2 カニクシランケ」では、クシュンコタンの乙名やナヨロのシトクランケ（シトクレラン）がロシア人に使役されたことを恥辱とする記述があった。このクシュンコタンの乙名とは、ベンクカリのことであろう。また、『廻浦日記』「巻の十七」の「コタンケシ」の項に、「当時のヘンクカリ（の）如き馬鹿者も惣乙名と申」とする記述があり、日本の支配人・番人の権勢を後ろ盾に「役夷人」に成り上がった者たちを痛烈に批判する記述も指摘した。こうした松浦のベンクカリの評価は、『人物誌』の記述と齟齬

を来している⁽²²⁾。

先述の「2-4 シトクレラン」でも検討したブッセの日記にも、ベンクカリに関する記述が見られる。次の①～⑦の記述がそれである。

- ① （9月22日）今や日本人たちがいなくなったので、私は日本人から倉庫の管理を委ねられていたアイヌの長老に働きかけた（秋月 2003：107）。
- ② （10月4日）われわれの村のアイヌ長老（クシュンコタンの乙名ベンクカレ）は非常に狡猾な人物で日本人に忠実なことがだんだん分かってきたので、私は彼には慎重に接することにした（秋月 2003：122）。
- ③ （10月14日）アイヌたちに対する日本人の影響は非常に大きいので、彼らの誰一人として公然とロシア人に追従しようとする者はいないように思われたからである。私のところに客としてやって来たアイヌたちのほとんどすべての者は、内々に日本人を罵り、彼らの言葉でいえば「シザム・ウエン・シザム・アイヌ・コイキ・ルスキー・ピリカ（日本人は悪い、日本人はアイヌを殴る、ロシア人は良い）」と言った。彼らはしばしばこのように語ったが、それはそのことによりわれわれからの贈り物を期待したからである（秋月 2003：127-128）。
- ④ （10月14日）私のアイヌは、われわれの村の（アイヌ）長老が日本人たちとロシア人の皆殺しについて相談したことを私に説明していたのである。私は、ロシア人はそのような陰謀を恐れないということを私のアイヌに示すために笑いはじめ、もし彼らが唯一人でもロシア人に害を与えたら、われわれは村全体を破壊し、すべての日本人と悪いアイヌたちを殺すだろうとのべた。彼は大変喜んで、日本人たちがロシア人を殺そうと考えていることを笑い、幾度も「アイノ・ジェンチェ・トマリ・ウエン・アイナ・ジェンチェ・ウネノ・シゾム」と繰り返した。即ち「トマリ村のアイヌ長老は悪いアイヌ長老で、日本人と同じだ」という意味である（秋月 2003：128-129）。
- ⑤ （11月3日）三時にわれわれの村のアイヌの長老（ベンクカレ）が私のところへやって来た。彼は私が彼のことを怒っていると知っていたので、もう長いこと、私のところへ来るのをやめていたのである。今日は多分、日本人たちが彼を私のところへ送ったのであろう（秋月 2003：134）。
- ⑥ （1月7日）私は私のところにやって来たアイヌたち（筆者註：シトクレランたちナヨロ村のアイヌ）の顔つきや黒い眼の目つきを観察しながら、彼らとわ

れわれの村のアイヌたち（筆者註：クシュンコタンのアイヌたち）との間には大きな違いがあることに気づかざるをえなかった。これら従属すること少ない北方アイヌたちの美しく健康な容貌、濃い頭髮、真っ直ぐに見開かれた眼差しは、彼らをわれわれの周辺の同種族とはっきり区別していた。後者は瘰癧や性病の痕跡でみにくく病んだ容貌をもち、専制的な日本人との密接な関係から狡猾で卑屈な奴隷根性を植え付けられており、それがわれわれの視線をたえず避けようとする目つきに現れている（秋月 2003：213-214）。

- ⑦（4月20日）入り口近くの床には二人のアイヌ、イスポンクともう一人の老人が絹の華麗な長衣（蝦夷錦）を着て坐っていた。これらのアイヌたち、とくにイスポンクはその卑屈な態度とおどおどした目つきのために軽蔑の念を起こさせた。私は日本人たちがあらゆる儀礼的な訪問の際に二人のアイヌたち、それも常にイスポンクとベンクフリナリを同席させることに気づいていた（秋月 2003：296）。

①の「アイヌの長老」とは、クシュンコタンの乙名であったベンクカレと脇乙名ラムランケ、ナイトモ村の小使イツポンクの3人であった（秋月 2003：334；東 2005a：350）。彼らは、日本の番人たちがロシア人のクシュンコタン上陸に驚き逃げ去る時、倉庫の管理を任されていた。この記述は、ベンクカリが自らロシア人たちの動向を監視するとの『人物誌』の記述とは矛盾する。ブッセの日記においても、日本側の史料においても、ロシア人の上陸とともに逃げ出したのは日本人であり、アイヌが逃亡したとの記述は見当たらない。

②は、ブッセのベンクカリに対する評価である。ベンクカリは日本人に忠実なため、ブッセが彼を警戒している様子を窺える。

③と⑥は、ブッセのクシュンコタン一帯のアイヌ全般に対する評価である。ここからは、日本の番人たちのアイヌへの暴力の存在や、影響力の大きさ、そして有力者たちの日本人への隷従の様子などが読み取れる。③でブッセは、アイヌの日本人への罵詈雑言に対し話半分に聞いている。たしかに、アイヌたちの罵詈雑言には誇張があったのかもしれない。しかし、アイヌたちの日本人への日頃の不満の鬱積がなかったわけではないだろう。

④で「私のアイヌ」とブッセが述べるのは、ブッセのところに頻繁に出入りし、コサックのジャチコフにアイヌ語を教えたハイロという名のアイヌである。④は、ハイロがブッセに対し、アイヌの長老たちと日本人のロシア人皆殺しの共謀を密告し、ブッセがそれを笑い飛ばし、逆に皆殺しにすると豪語したという話である。ハイ

ロは、このなかでアイヌの長老は、日本人と同じで「悪いアイヌ長老」だと述べている。これはブッセとの会話なので、いささか誇張を想定しなければならない。しかし、こうしたハイロの認識は、ベンクカリなどが日本の支配人・番人の権勢を後ろ盾に「役夷人」に成り上がったとする松浦の認識と通底するものである。

⑤と⑦は、ベンクカリたちアイヌ有力者が、日本人と行動を共にしていることを示すものである。ベンクカリ本人の意思はともあれ、実際の彼の行動は、日本人にきわめて忠実で、従属的に振る舞う。

ベンクカリが日本側に対してきわめて忠実であったことは、先に紹介した1854（嘉永7）年の堀・村垣たちによる幕吏の報告書のなかにも見られる（東 2005a：341-342）。

右ヘンクカレ外三人、其外シヨシコロ外六人者、最寄浦方ニ住居罷在、漁場稼方としてクシュンコタン運上家ニ相詰罷在候折柄、去丑八月中、魯西亜人共渡来之節、番人共場所明払、立退候得共、一同申合せ、何方江も不立去、勤番所并運上家等神妙ニ相守、殊更魯夷在留中随従いたし候儀無之、殊ニラムランケ、アシリ、シフランマ者領主方之人数出勢可有之与存、当春氷海相待、ソウヤ迄為出迎罷越候段、神妙取斗ニ而、一同奇特之筋ニ相聞申候、本文蝦夷人共儀、奇特之筋ニ相聞候間、後來励之為ニも相成可申哉与、私共限役夷人江陣羽織差遣、其外之者へ者、夫々褒美之品相与へ申候、

この史料は、ベンクカリなど11人のアイヌに対し、クシュンコタン運上家の守備、ロシア人たちへの不服従の功により、陣羽織や褒美の品を授けたとするものである。『人物誌』でいう行器、耳盥などの品物かは不明であるが、功績が讃えられたことは事実のようである。

ここまでの検討でわかったことをまとめておこう。『人物誌』は、ベンクカリがクシュンコタンのアイヌの有力者であり、1853（嘉永6）年のロシア人の滞留の際、ロシア人は日本の支配人・番人のようなことはしないだろうと自らの判断で場所に留まり、彼らに随従することなく、場所を守り切ったと記す。しかし、番人たちから運上家を守るよう指示を受け、ロシア人滞留中も番人たちに忠実に行動し、ロシア人退去後に幕吏より褒美を授かったのが事実のようである。

『人物誌』は、彼が1856（安政3）年の9月はじめ、病により亡くなったとする。この記述と齟齬のある記述が、1855（安政2）年の蝦夷地幕領化（第二次蝦夷地直轄）後に設置された箱館奉行所の公文書（以下、「箱館奉行所文書」と記す）のなかに見られる。次の史料は、

1856（安政3）年11月付けのクシユンコタン運上家支配人代伝次郎たち3名への「申渡」である⁽²³⁾。

申渡

クシユンコタン村
運上家
支配人代
伝次郎
取締
久右衛門
通詞代
平兵衛

其方共儀

御趣意之趣厚相心得、辺鄙倚質之土人共江申諭方行届、惣乙名ベンクカリ始役土人共拾貳人、平土人共四人婦俗いたし候段、格別骨折之儀一段之事ニ候、此段早々申立、箱館表江可申上間、其旨存へし、
辰十一月

この文書は、惣乙名ベンクカリをはじめ、役付きのアイヌ12名を含む16名の「婦俗」の功績に対する褒美を仄めかす内容となっている。「婦俗」とは、「婦化」「改俗」「風俗改」と類語で、「アイヌの日本風俗への改変」、あるいは「日本に帰服してその風俗を日本風に改めて「日本人」化すること」とされる（菊池 1984：164-165）。なお、この文書には、冒頭に朱書きで「閏五月十一日白主江到来／一覧／印織部正／淡路守／印勝之助／印茂輔」（筆者註「／」は改行を示す）とある。「織部正」、「淡路守」は、箱館奉行の堀利熙、村垣範正のことで、「閏五月十一日」は1857（安政4）年の閏5月11日である。この文書は、写し（箱館奉行所の出先機関である白主御用所の控え）ではあるが、箱館奉行の小印済であり、ここに記された内容は史実と考えられる。したがって、1856（安政3）年11月以前におけるベンクカリなど16名のアイヌの「婦俗」の事実を確定できる。

この記述を裏付ける文書が、箱館奉行所文書のなかにある。1856（安政3）年11月17日付けの「クシユンコタン村／惣乙名／ベンクカリ」など16名のアイヌへの「申渡」がそれである⁽²⁴⁾。この「申渡」の冒頭には、朱書きで「辰十一月十七日於クシユンコタン道太郎申渡 白主行／巳三月廿四日箱館差立」とある。道太郎とは、クシユンコタン詰の幕吏（調役下役）・内藤道太郎のことである（東 2010：221）。すなわち、内藤が11月17日にベンクカリたち16名へ「申渡」を行ったことがわかる。「申渡」には、ベンクカリたち16名の所属村・役名・名前が書かれ、それに続いて次のような記述

がある。

其方共儀今般

公儀被 仰出候厚御旨意之趣難有感戴致し、月代を剃、髪を結、髭を剃〔尤鼻之下タ斗剃之〕、婦俗致し候段、北蝦夷地一体之亀鑑とも相成、抜群之事ニ候、依之以来役々詰所〔朱筆「運上屋」「会所」〕并運上家床上江着座之儀、且白米飯を食し候儀共差免、尤

御国風之衣服着用等者勝手次第たるへし、其上為御褒美、書面之品々銘々江被下之、

※〔 〕は割注を示す。

ここには、公儀の趣旨への感服と「婦俗」が北蝦夷地全体の模範であり、抜群であると評価し、以後の詰所、運上家での床上着座や白米食の許可を記す。「婦俗」とは、月代を剃り、髪を結び、髭を剃ることとされる。「婦俗」したのは、ベンクカリたち16名ということである。

この記述に続いて、11月22日に1名、11月24日に5名、11月25日に3名、翌年1月11日に3名、2月7日に6名への「申渡」が記される。合計で34名の「婦俗」が確認できる。34名の内訳は〔表1〕のとおりである。また、北蝦夷地詰役の佐藤桃太郎（支配調役並）、磯村勝兵衛（支配調役並出役）の1857（安政4）年閏5月付けの上申書⁽²⁵⁾の中に収録される支配人代伝次郎たちへの「申渡」には、「惣乙名ベンクカリ始、役土人共貳拾五人、平土人共九人、北地初而婦俗致候段」との記述があり、34名の「婦俗」は間違いないものと推測される。

同じ箱館奉行所文書のなかには、改名に関する「申渡」も収録されている⁽²⁶⁾。〔表1〕の「改役名」「改名」の列は、それをまとめたものである。ベンクカリは弁九郎、ラムランケは蘭平と、日本語風の名前が付けられている。この「申渡」の末尾には「右之通り役名并名前とも改申渡候間、其旨存へし」とあり、幕府側が一方的に命名したことがわかる。

以上の検討から、1856（安政3）年11月17日にベンクカリは「婦俗」しており、同年9月はじめに病死したとする『人物誌』の記述は、松浦の捏造と判断できる。また、1863（文久3）年11月付けの文書⁽²⁷⁾に、ベンクカリの息子ユウトロマッカ（17歳）について「父弁九郎病死後万延二酉年四月中惣乙名見習被仰付相勤罷有候処」との記述があり、ベンクカリ（弁九郎）は1861（万延2）年4月の直前ごろに病死したと考えられる。

ベンクカリは、日本の支配人や番人に忠実に行動し、箱館奉行配下の北蝦夷地詰役によるアイヌの「婦俗」政策に対しても、自ら率先して協力した有力者である。ベ

表1 北蝦夷地における帰俗と改名

No.	所属村名	役名等	名前	帰俗日	改役名	改名	備考
1	クシユンコタン村	惣乙名	ベンクカリ (ヘンクカリ)	11/17	庄屋	弁九郎	
2	ナエトモ村	脇乙名	ラムランケ	11/17	惣名主	蘭平	
3	クシユンコタン村	脇乙名	チクニウ	11/17	惣名主	伝兵衛	
4	ヲタサン村	惣小使	ヲマン子	11/17	惣年寄	万平	
5	ホロアントマリ村	乙名	アタクン (アタクム)	11/17	名主	阿太郎	
6	クシユンコタン村	小使	アンタアイノ (アンタアエノ)	11/17	年寄	安太	
7	ウシユンナイ村	土産取	ヲサ〜	11/17	百姓代	長蔵	
8	エンルモヲロ村	土産取	エラサ子クル	11/17	百姓代	実九郎	
9	クシユンコタン村	土産取	アシリ	11/17	〔百姓代〕	阿四郎	
10	フヌフ村	土産取	シンコクサアイノ	11/17	百姓代	新五郎	
11	ヤマンベツ村	土産取	エニシコユフ (エニシコエフ)	11/17	〔百姓代〕	西兵衛	
12	シユ〜ヤ村	土産取	チヤツケレ	11/17	百姓代	茶九郎	
13	ホラフニ村	平土人	フマタアイノ (フマタアエノ)	11/17		熊太	
14	アイ村	平土人	ゴンタ	11/17			
15	ハツコトマリ村	平土人	カババ (カハヘ)	11/17		嘉兵衛	
16	シヨヨマウシ村	平土人	ヲキラウ (ヲキラヲ)	11/17		起郎	
17	ホロアントマリ村	脇乙名	エツボンク	11/22	惣名主	悦作	
18	トヲフツ村	土産取	ヨモサク	11/24	百姓代	与茂作	
19	エンルモヲロ村	土産取	ウヤ〜ク	11/24	百姓代	親作	
20	ヲマンヘツ村	土産取	ウトカナアエノ	11/24	百姓代	乙吉	
21	シラ、ヲロ村	土産取	ウエキシユ	11/24	百姓代	上吉	
22	クシユンコタン村	平土人	コノレ	11/24		此兵衛	
23	クシユンコタン村	小使	トヲノ	11/25	〔年寄〕	幸八	18歳、アンタアエノの子
24	トンナエチャ村	平土人	バツト (ハアト)	11/25		伝吉	14歳
25	トンナエチャ村	平土人	シロマアエノ (シロマヲツカエ)	11/25		四郎吉	14歳
26	チカヒナウシ村	乙名	チヤシ克蘭ケ	1/11	名主	茶四郎	
27	ハシホ村	土産取	セネ〜	1/11	百姓代	瀬兵衛	
28	クシユンコタン	平土人	イチロヲ (エチロ)	1/11		市郎	
29	ヲワエコニ村	乙名	レエコロ	2/7	名主	礼五郎	
30	シラヲロ村	乙名	ウシカントエ	2/7	名主	牛兵衛	
31	タコエ村	土産取	サワフニアエノ	2/7	百姓代	沢次	
32	エヌ、シナイ村	土産取	マウラナアエノ	2/7	百姓代	幕内	
33	エヌ、シナイ村	土産取	ヲンクイ (ヲンクヨ)	2/7	百姓代	恩作	
34	トヲフツ村	平土人	子ツカサ	2/7		祢三郎	
		土産取	シフランマ	?	百姓代	渋蔵	

※〔 〕は記載なし。筆者による推測である。

ンクカリを「馬鹿者」と表現した『廻浦日記』の記述と
考え合わせると、彼が1856(安政3)年9月に病死した
との『人物誌』の記述は、率先して「帰俗」したベンク
カリに対する、松浦の強烈な皮肉とも解釈できる。

2-6 オケラ

「北蝦夷酋長 ヲケラ」は、『人物誌』三編・巻の中
の14項目中5番目の記述である。サハリン島南部シラヌ
シ村のアイヌの長である。彼に関する『人物誌』の記述
内容(高木 2021: 224-225)とその意識、考察は以下
のとおりである。

2-6-1 史料引用

北蝦夷酋長 ヲケラ

シラヌシといへるは北蝦夷島なる、其地の第一の南岬に
してソウヤに対峙して海上十八里にして、必らず此の処
に泊る土地なりけるか、爰に一つの会所あり、それには
支配人番人等もあり、夷家凡十余軒、其地の酋長なるも
のヲケラは、東トマリオンナイより西の方ナイシまでの
惣酋長当島切開五人衆の家なりけるか、当年四十五才、
妻をヌイノといへるか、是は当年四十七才にして、倅マ
ツヲヲは二十才なりけるか、家の僕といへるもの八人斗
も有て富榮えて暮しけるか、常に気豪にして義あり、よ

く下を憐れむか故に、島中惣て服しあるに、当午のとし官より種痘医を御下し有て、此地のものに種んことを示さるゝに一人として是を用ゆる者無く、衆夷こそつて乙名ヲケラさえも種候は、我等一同に施へしと云ふ、ヲケラ敢て承知致さず、實に是には官人も医師も困りたる処、最早此処にて種るもの一人もなき時は種尽果の時そ、其訳をヲケラに申し聞せし哉、左もありなは我先一人種て試むへし左様有て身に怪我もなく此医の申さるゝ通りの事なれば、皆心に任すへし、我か身は先其方共の試なるへしとて第一番に種し処、其種し日より快方まで少しも医師の申すに少しも違はざりしかは、白ヌシ村シヤウニ、ブチ、ヒシヤサン、リヤトマリ等五ヶ村の者共、一時に其種痘を乞、それよりして西地の分纔三十日斗の間に相片附、此痘の流行難義のそきたるも、いとも英雄尋常ならざるやに覚ゆるまゝをしるし置ものなり、

2-6-2 史料意訳

シラヌシの「酋長」オケラは、サハリン島を切り開いた「五人衆」の家で、当年45歳、妻ヌイノ47歳、忒マツヲヲ20歳で、家には「僕」が8人ほどいて、裕福に暮らしている。常に豪気と義があり、下の者をよく憐むので、島中はすべて彼に服属している。今年午の年（1858年）、幕府が種痘医を派遣し、この地の者に接種しようとしたが、誰一人用いなかった。皆は、乙名オケラが接種すれば、我々も接種すると言う。オケラは承知しなかったので、幕吏も医者も困っていた。このまま接種する者が一人もいなければ種が尽き果てると、事情をオケラに話したところ、そうであれば私が試しに接種し、体に怪我もなく、その医師の言うとおりであれば、みな信じるであろうと述べ、第一に接種をしたところ、その日から快方に向かうまで、医師の言うとおりとなったため、シラヌシ村周辺のショウニ、ブチ、ビシヤサン、リヤトマリなど5つの村の者たちがこぞって接種を求め、30日の間にすべて接種が完了した。この痘（天然痘）の流行を防げたのは、彼のおかげであった。

2-6-3 考察

この話は、北蝦夷地における種痘を題材としたアイヌの有力者オケラの指導力を称賛するエピソードとなっている。松浦はオケラについて、1856（安政3）年の『廻浦日記』「巻の二十一」の「シラヌシ」の項で、「惣乙名ヲケラ家内廿弐人」とし、「惣乙名 ヲケラ 四十三才」、「女房 ヌノイ 四十六才」、「忒 マツヲ、十八才」、「ウタレ クナシクシヲ 四十五才」など23名の人別を書き留めている（高倉 1978b：276-277）。家内22名のうち、妻と息子を除く20名は「ウタレ」の3家族で構成されている。『人物誌』でいう

「僕」8名とは、幼年者を除く「ウタレ」を指していると考えられる。少なくとも、オケラが実在の人物であることは間違いない。

松浦の1846（弘化3）年の踏査日誌の「白ヌシ」の「夷人小屋」の部分には、「扱此惣乙名と云ものハ島中の惣乙名にして、当島中ニ五人有るよし、是は開発の時より未だ其家かわらざるよしニ聞けり、惣而此島内ニ而此惣乙名（と）云ものは甚権威もたせしもの也」とある（秋葉 1999：388）。サハリン島を切り開いた「五人衆」の家とする『人物誌』の記述とは符号する。

オケラについては、先に紹介した1854（嘉永7）年の堀・村垣たち幕吏による報告書のなかにも次のように記される（東 2005a：341）。

シラヌシ

惣乙名 ヲケラ

本文ヲケラ儀者、常々心底宜、殊ニ当嶋役夷人之内五人衆与相唱、蝦夷人共格別帰服致し居候ニ付、魯西亜人共シラヌシ迄廻浦仕候節、同人義平蝦夷人共等与申論、彼等従ひ候もの無之様取斗候趣、奇特ニ相聞候間、私共限陣羽織、其外差遣、賞誉仕置候、

オケラは、サハリン島の「五人衆」の一人であり、「常々心底宜」と記す。「心底宜」は直訳すれば真情が良いとの意である。しかし、この史料が幕吏の報告書であることを考慮すれば、先述のベンクカリ同様、日本側にとって忠実で、都合が良いという意に解釈できる。オケラは、ロシア人のシラヌシ訪問に際して、彼らへのアイヌたちの随従防止の功績により、陣羽織などの賞誉を受けたことがわかる。

松浦は、「五人衆」について、「五人衆乙名」「酋長五人衆」とも記す。サハリン島の場所開発に携わった5人のアイヌ有力者のことで、その家はいまだ変わっていないと記す。オケラのほかは、先述のとおり、ナヨロのシトクレランがその家柄に属す人物であった（本稿21頁を参照のこと）。また、1846（弘化3）年の松浦の踏査日誌の「クシユンコタン」の項のなかに、「また当所ニは五人惣乙名、並乙名并小遣二人、土産取弐人等有りて、此惣乙名と云は九十余歳也、孫ヘンクカリと申もの凡四十歳位ニ見えけり」との記述があり（秋葉1999：403）、ベンクカリの家も「五人衆」の家柄であったことがわかる。

「五人衆」について、1857（安政4）年にサハリン島を調査した福山藩士石川和助（関藤藤蔭）の『観国録』⁽²⁸⁾には「北蝦夷地ノ夷人、旧来由緒アリテ五人衆ト唱ル者アリ、其家ハ第一「シラヌシ」ノ「オケラ」、「クシユンコタン」ノ「ベンクロウ」、「エンルモコマフ」ノ「テ

ツポウ」、「シラヌシ」ノ「サトルキ」、「ナヨロ」ノ「シトクラレ」ナリ」とある。1856（安政3）年6月付けで箱館奉行支配向へ支配人代伝次郎が提出した北蝦夷地のアイヌの人別書上⁽²⁹⁾には、惣乙名としてヲケラ（シラヌシ）、ヘンクカレ（クシユンコタン）、テツホウ（西浦ウエンニ）、サトルキ（シラヌシ）、シトクレラン（ナエヨロ）の5名の名前が見える。安政期の「五人衆」とは、北蝦夷地の「惣乙名」5名のことであり、もともと彼らの家柄を指すものと考えられる。

松浦は、1846（弘化3）年の踏査日誌のなかで、「五人衆」や「惣乙名」などの関係について次のように記している（秋葉 1999：470）。

五人衆〔此者⁽³⁰⁾ 島中之惣大将、開発の時よりの家柄ニ而、到而是を尊敬する也、中にクシユンコタンのチャ〜と云る老人上席す〕、惣乙名〔是は家柄定りなく、おり〜かわるよし也〕、乙名〔是また村々にある也〕、小使〔此者乙名の下を勤る也〕、小使並〔小使の下をまたつとむる也〕、土産取〔是は役もなければ土産もの拝領す、老年に至り追々昇進して小使、乙名えものぼる也〕、
※筆者注：〔 〕内は割注を示す。

「五人衆」の説明にある「チャ〜」とは、「お爺さん」や「翁」の意で、ベンクカリの祖父キムラカイのこととされる（秋葉 1999：470）。ここでは、「惣乙名」について家柄に決まりはなく、人物によって変わると松浦は説明する。しかし、先述のとおり、松浦は別の箇所において、北蝦夷地の「惣乙名」は、場所開発に携わった家柄から今も変わっていないと説明している（秋葉 1999：388）。したがって、この部分の「惣乙名」以下の説明は、蝦夷地一般の場合のものと推測される⁽³¹⁾。

いずれにせよ、「五人衆」の一人であるオケラが、他のアイヌたちに影響力のある人物であったことは確認できる。しかしながら、松浦の踏査日誌を含め『人物誌』以外の史料に、オケラの種痘のエピソードは管見の限り見当たらない。つまり、この話の真偽は判断できない。そもそも、シラヌシで種痘を実施したという1858（安政5）年に、松浦はサハリン島を訪れてはいない。つまり、『人物誌』の記述は、松浦の聞き書きか、創作のどちらかということになる。

『人物誌』には、似たような種痘の話が、シマコマキの脇乙名リクンリキにも見られる。初編・巻の上の8項目中2番目の「酋長 リクンリキ」がそれである。この話は、アイヌの人口減少の惨状について、支配人たちの目を掻い潜って幕吏・向山源太夫にリクンリキが訴

え出たというものである（高木 2021：27-29）。そして、彼が「和様のさまにも第一番に帰化し、種痘の沙汰の時に第一番に種てもらひ、其上に衆夷に勧めしとかや」と（高木 2021：29）、幕府のアイヌ「帰俗」政策や種痘政策に積極的に協力した彼の態度を評価する。オケラ、リクンリキ双方の話の共通点は、他のアイヌたちに率先して種痘を行った彼らの勇気への称賛である。幕府の種痘政策について、松浦は否定してはならず、「其種痘は官には厚き思召も有るに、下にては左までも思わざる事なるかと思わる」との記述も松浦の1857（安政4）年の踏査日誌には見られる（高倉 1982：445）。管見の限り、『人物誌』以外の記録から、積極的な称賛と言えるような記述は見られないが、否定・批判する記述も見られない⁽³²⁾。

『人物誌』の「北蝦夷酋長 ヲケラ」の話は、他の記録との照合が困難な記述であり、その真偽は不明である。『人物誌』の記述が事実であれば、他の記録には見られない貴重な情報であると言えるが、虚偽の記載であれば、全く史料価値のないものとなる。『人物誌』の史料利用には、絶えず、他の史料の記述との照合が必要である。裏を返せば、きわめて扱いに困る史料であると言える。

まとめにかえて

本稿では、『人物誌』における北蝦夷地関係者6名の記述の真偽を検討した。6名のうち、ベンクカリ、オケラ以外の4名（オノワンク、カニクシアイノ、ノテカリマ、シトクレラン）は、すべて初編での記述である。しかも、クシユンコタンやシラヌシなど日本側の勢力が比較的及んでいない、言わば影響の薄い地域の話であった。

また別の見方をすれば、オノワンク以外の5名（カニクシアイノ、ノテカリマ、シトクレラン、ベンクカリ、オケラ）は、すべてサハリン島のアイヌ有力者の話であった。北蝦夷地関係者について言えば、そのような特徴を『人物誌』から見出すことができる。

『人物誌』以外の記録から見えるサハリン島のアイヌ有力者は、比較的強い威勢を放ち、アイヌの長としての地位を保持している。とくに日本側の影響力の薄い地域のカニクシアイノ、ノテカリマ、シトクレランの3名は顕著である。ベンクカリやオケラについても、日本側が任命する「惣乙名」という役名を負っているとはいえ、サハリン島南部の場所開発に携わった「五人衆」の家柄を根拠とした威勢を保持している。この5名のアイヌ有力者は、多数のアイヌに従える上位の権力者である。他のアイヌたちとの間には、単なる役名にとどまらない階

級差が存在する。それが『人物誌』の記述では、比較的薄まっている。

先行研究の指摘のとおり、松浦の『人物誌』での一環した立場は、一般的な尊王攘夷思想の投影であり、アイヌの非道な処置を行う支配人・番人、あるいは松前藩や場所請負制への批判であった（檜皮 2014：126-127）。運上家はアイヌへの過剰労働や暴力・虐待を生み出す悪の権化であり、アイヌは有力者であれ、それ以外のアイヌであれ、すべて悲哀の対象とされる。両者の区別はあまりなく、有力者の日本製の漆器・太刀などの宝物所持の事実や、有力者の日本の支配人・番人との蜜月な関係などについても『人物誌』は語らない。サンタン、満洲などの外来文化、あるいは中国の影響に関する記述も、シトクレランの満洲語文書所持の情報以外、『人物誌』ではほとんど見られない。

そして、尊王攘夷思想の投影から、ロシア人は排斥すべき存在として描かれる。悪とされたのは、運上家（その背後にいる松前藩や場所請負制）とロシアである。北蝦夷地関係者の記述を検討する限り、以上の諸点が『人物誌』の特徴として指摘できる。

各人物についての本稿での指摘を整理すると、『人物誌』には、①不都合な情報の隠蔽・排除（意図的な情報の不記載）、②細かいエピソードの潤色（情報の脚色）、③他の人物のエピソードをその人物のエピソードのように装う（情報の改変）、④事実と異なる虚偽の記載（情報の捏造）、⑤他の史料から検証できない真偽不明の記載、などの可能性が見られた。このような著作物を史料として扱うには、徹底的な史料批判が必要と言える。北蝦夷地に関して言えば、この著作物を史料として扱うには限界があり、参考程度にとどめるのが賢明である。『人物誌』は、堅田精司が言うように「文学作品」とであると評価しておきたい⁽³³⁾。

堅田は一方で、「武四郎の膨大な日誌は、文学作品とみるべきでしょう。社会学者としては、武四郎の著作を、史料として使うことに、ためらいを感じます」と述べ（堅田 1988：25）、松浦の踏査日誌に対しても懐疑的な態度をとる。仮に踏査日誌も文学作品と見做すと、本稿の検討は無意味なものとなる。筆者は、踏査日誌は史料的価値を有するという立場で、本稿では積極的に活用した。

そして本稿では、踏査日誌の記述と『人物誌』の記述に齟齬が多いことを指摘した。松浦の踏査日誌には、他の記録には見えない詳細な情報が多数記されており、蝦夷地各地のアイヌ社会、アイヌ文化の実情の探究に有用である。松浦の踏査日誌に記された情報が完全に事実だとは思わない。当然、事実と異なる間違いなども多々あるだろう。しかしそれは、例えば松宮観山『蝦夷談筆

記』や、平秩東作『東遊記』など、これまでの数々の先行研究が利用してきた蝦夷地関係史料への疑念と大差あるものなのだろうか。指摘しはじめたら、すべての蝦夷地関係史料は利用不能になる。松浦の踏査日誌は、史料として積極的に活用し、種々の研究を積み重ねて、事実を積み上げていくことが望ましい、と筆者は考えている。

一方で、『人物誌』は、虚構性の高い文学作品であり、史料として扱うべきではないだろう。したがって、『人物誌』の記述を鵜呑みにして、松浦をアイヌへの理解者・ヒューマニストとして高く評価する研究潮流は、檜皮瑞樹の指摘のとおり見直しが必要である（檜皮 2014）。松浦は、ベンカカリのように運上家に協力的で率先して「帰俗」したアイヌ有力者を、踏査日誌のなかで厳しく糾弾するが、『人物誌』ではそれを記載せず、病死したと虚偽の記載をする。シトクレランのような厳然と威勢を放つアイヌ有力者も、衰亡する哀れな有力者として描く。アイヌを一緒にくたに美化し、救済の対象として画一的に描いていると言える。こうした叙述は、松浦の何らかの政治的思惑に拠るものかもしれない。いずれにせよ、北蝦夷地のアイヌ社会に支配者と被支配者の区別があり、有力者が周囲からの尊敬を集め、集団の権力者として君臨する姿や、個々の思惑や事情で主体的に躍動する姿を、『人物誌』から読み取るのは困難である。

註

- (1) 新谷行は、「この『近世蝦夷人物誌』は、一八五七年（安政四年）十二月に出版願を出す、館館奉行から拒否されてしまう。その理由は今日明らかにされていないが、おそらく、当時のアイヌ社会と、アイヌと和人のかわり方があまりにも真実そのままに記録されていたからであろう。事実、この書には、和人のアイヌに対する虐待行為、酷使、アイヌ婦女子に対する屈辱的な行為、しかもそれが名ざしで記されているのである。アイヌを撫育し、なんとか和人に手なずけて、蝦夷地の領土権を確実なものにしようとしている日本の権力、つまり幕府にとっては、この書は害にこそなれ自国の利益にはなんの足しにもならなかった。出版願が却下された理由もその辺にあらう。しかし、逆にそれだけにこの書が真実を物語っていることの証明になっていることができるのである」と述べる（新谷 1978：268）。新谷のこの見解は、あくまでも彼の憶測なのであるが、のちの研究では、それを事実のように解釈するものもある。普通に考えれば、『人物誌』の内容に不備がある（事実と異なる）から、単純に出版が認められなかったという可能性を想定できる。いずれにせよ、高木崇世芝が「『近世蝦夷人物誌』著作の経過」で整理しているように（高木 2021：273-276）、出版不許可の理由を示した史料は見当たらず、史料からは不許可の事実しかわからない。

- (2) 高木崇世は、高倉が「後松前藩治時代」、「後幕府直轄時代」の2章のなかで『人物誌』を採り上げ、「描かれた状況は余りにも悲惨であるが、明らかにその惨状を誇張した点がないわけではない。しかし、本道各地を巡歴して得た実話であり、信用するに足るもの」と述べていることを指摘し、「具体的な実例を頻繁にあげている」と評価する（高木 2021：286）。
- (3) 花崎は、近年の論考（花崎 2019）でも、『人物誌』の史料としての意義について説いている。
- (4) 秋葉實による松浦武四郎往返書簡の翻刻・紹介は、『松浦武四郎研究会会誌』第14号（1994年3月10日発行）から第70号（2014年10月10日発行）まで53回にわたって連載された。
- (5) 麓慎一は「確かに、随所に誇張は見られる『近世蝦夷人物誌』を松浦武四郎の創作と理解すべきではない。多くの誇張も松浦武四郎の国学者としての側面を考慮すれば、理解できるであろう。従って、『近世蝦夷人物誌』から幕末におけるアイヌ政策の一般的傾向を読み取るとは可能であろう」と述べる（麓 2001：298）。また佐々木利和は、「北海先生の著した『近世蝦夷人物誌』はさまざまなアイヌのひとびとの姿をさまざまな角度から書き記した名著であり、かつその史料性も高い」と記す（佐々木 2018：62）。
- (6) 本稿では、サハリン島の北緯50度線より南に居住したアイヌの意味で用いている。「樺太アイヌ」と表記しない理由は、筆者が「カラフト」をアイヌ語に由来すると考えているからである（東 2003）。「ヨイチ」「イシカリ」などと、近世蝦夷地のアイヌ語由来の地名を、漢字ではなくカタカナで慣用的に表記するのと同じ考えによる。
- (7) 1856（安政3）年6月6日、クシュンコタンにおいて、松浦は向山に対し、「シユシユヤ越」（鈴谷越）にてサハリン島東海岸の「奥四ヶ村」より「シツカ」「シリマツカ」までの調査を願い出ていることが『燼心餘赤』に記される（吉田 1973：283）。この調査に際し松浦が同行を頼んだアイヌは、チクニウ（クシュンコタン惣小使）、アカラカイ（ロレイの乙名の倅）、ウイキシユ（シララオロの土産取）、オケノンカラ（ウエンコタン）、モンキツ（タコイ）の5名であった（吉田 1973：283）。『北蝦夷誌』にも同様の記述がある（吉田 1977：538）。一方、この調査の復命書（報告書）と見られる「唐太奥地申上写」（北海道大学附属図書館所蔵、多気志楼25）には、チクニウ（クシュンコタン惣小使）、ウイキシユ（シララオロ土人）、アカラカイ（ロレイ）、ボキノンカラ（ウエンコタンウタレ）の4名が記される。
- (8) 高倉新一郎の編により『竹四郎廻浦日記』として上下巻で北海道出版企画センターより翻刻されている（高倉 1978a、高倉 1978b）。各巻は「按西扈從 松浦武四郎日記 巻之式」などの名称であるが、1856（安政3）年の松浦の踏査日誌は、松浦自筆の原本（北海道大学附属図書館所蔵）の表紙に「竹四郎廻浦日記」とあることから、通称「廻浦日記」と呼ばれている。
- (9) 佐々木利和は「ところで、北海先生はこのトンコリは稀代の楽器なのでわが手許におくよりは、しかるべき人に献上したという。そのひとつは、九代烈公斉昭であったか」と述べる（佐々木 2018：62）。
- (10) 『北蝦夷東西惣人別帳』は函館市中央図書館所蔵、請求

記号：K382キ75001。「申渡」は『御用留 北蝦夷地仕出之部』北海道立文書館所蔵の箱館奉行所文書・簿書42の件名番号3。

- (11) 現在の民族比定で言えば、「ヲロツコ」とはウイルタ、「ニクブン」及び「ルモウ」はニヴフ、「タライカ人」はアイヌである。詳しくは拙稿（東 2006、2008）で述べたことがある。
- (12) ベンクカリについては本稿「2-5 ベンクカリ」で後述する。ニシンス（ニセンルス）については、「ニシンス妻（は）平三郎娘カリハ（せん）と云」とあり（秋葉 2001：253）、クシュンコタンの支配人兼蝦夷通詞であった清水平三郎の娘が妻であった。清水平三郎については拙稿（東 2005b）を参照のこと。
- (13) 1857（安政4）年の踏査日誌「由宇発利日誌」の「巻の二」には、コトシリウ（もと上ユウハリの乙名）から、クマ100頭、ワシ1,000羽を獲ったという古弓1挺を贈られたとの記事がある（高倉 1982：236）。
- (14) 日本側がアイヌの有力者に授けた役名である。詳しくは後述する。
- (15) 『人物誌』の原文の「近来人間種の土人多く出来り」という記述について、更科源蔵・吉田豊訳『アイヌ人物誌』は、「近年になって和人の血を受けたアイヌが増えてくるにつれて」と訳す（更科 2002：146）。
- (16) 1853（嘉永6）年8月からクシュンコタンへ滞留したブッセたちの陣営のこと。
- (17) アムール川下流域やサハリン島中北部の住民が、清朝の辺民制度に組み込まれていたことについては松浦茂『清朝のアムール政策と少数民族』などに詳しい（松浦 2006）。
- (18) 「魯西亜人共渡来之節場所相守罷在候もの其外之儀ニ付申上候書付」。拙稿（東 2005a）で翻刻紹介した。
- (19) 『御用留 北蝦夷地仕出之部』（北海道立文書館所蔵、簿書52）の件名番号11には、1858（安政5）年12月付けの支配人代峯之進からクシュンナイ御用所への願書を受けた幕吏岩田三蔵が意見を述べた書面のなかで、シトクレランの倅サワンケアイノについて、「父シトクレラン退役為致、同人江惣乙名被仰付候而可然候所、シトクレラン儀素人望も有之人物ニ付、退役為致候而者、土人共気受之所如何可有之哉奉存候間、父存命中願之通脇乙名被仰渡可然候」とある。その後、シトクレランは1862（文久2）年11月ごろに、老衰のため近いうちに隠居を願い出ることから、三男のカンチョマンテを乙名見習に就かせている（『仕出御用留』北海道立文書館所蔵、簿書69の件名番号8）。そして、翌年には歩行も困難となり隠居を願い出て、カンチョマンテが惣乙名見習になっている（『御用留 東富内御用所』北海道立図書館所蔵、北地御用所文書11の画像番号10-11。北海道大学附属図書館所蔵のカラフトナヨロ文書（軸物162）の第7～9号文書）。
- (20) 1806（文化3）年のロシア船によるクシュンコタンの襲撃事件のこと。
- (21) 原文では「番人の逃帰り忠助、平助、伝吉、豊吉、源兵衛、清兵衛等を引連元船え行んとせしニ」とある。おそらくこの部分は、ロシア人の上陸を見て一目散に逃げ出した番人たち（忠助など）を捕縛し、船へ連れて行こうとした、との意味なのであろうが、前後の説明が不足しているようである。
- (22) 花崎皋平は、この『人物誌』と『廻浦日記』の記述の

鯨鯨について、「どうもこっち（筆者註：『廻浦日記』）の方が本音に近いようである。この場合でも、また後で出てくるエカシテカニの場合（第四章）でも、武四郎は、彼らの地位の平等をかちとろうという意図でアイヌも皇国の民たりうることを強調し、ときに、事実を曲げたふしがみうけられるからである。同胞の非道を齒に衣着せず指弾するために、自分の意図が憂国に発することを一方で強調しようとする心理もはたらいたのではなからうか。」と、『人物誌』における情報改変の可能性を指摘する。

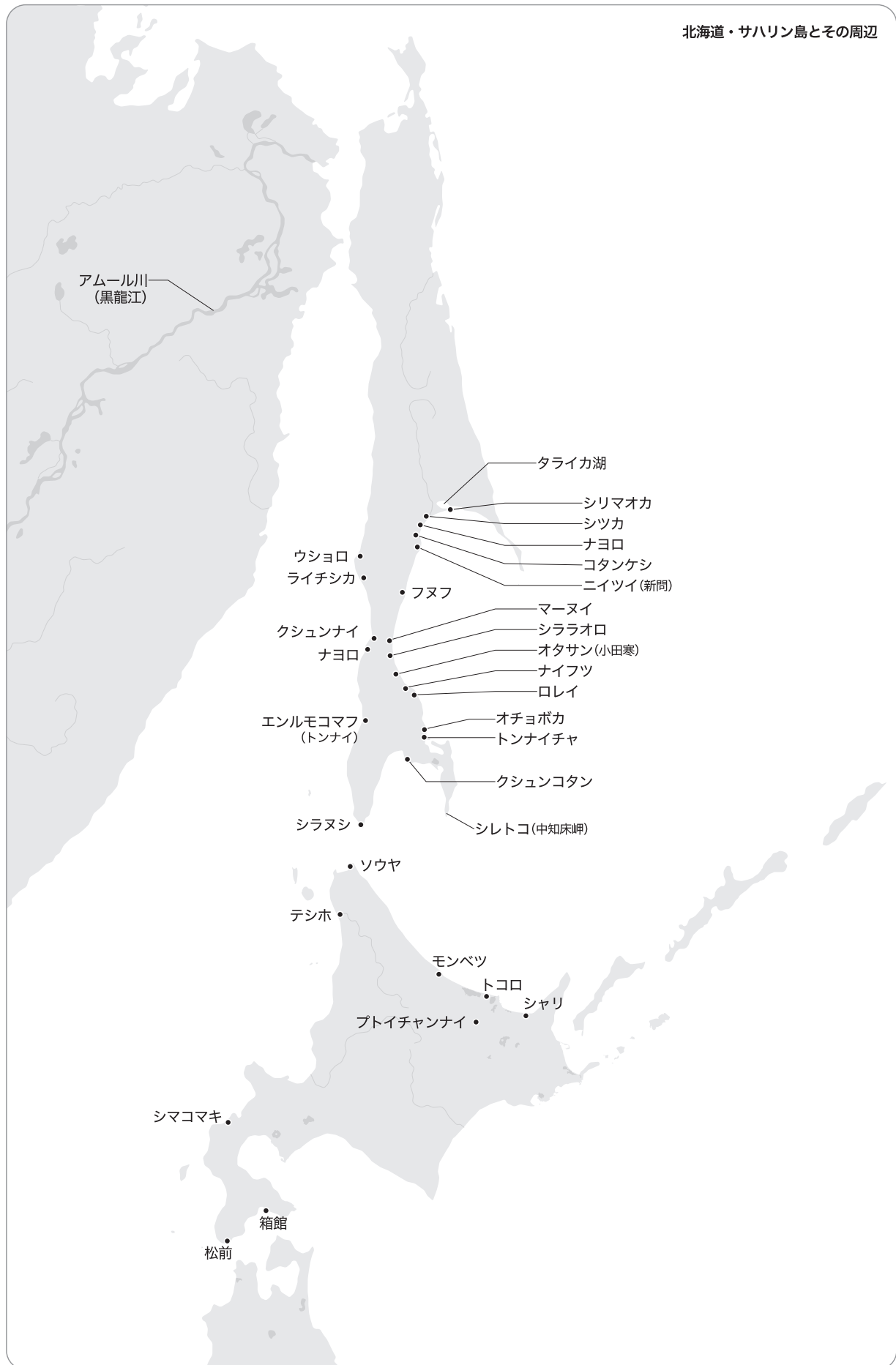
- (23) 『御用留』（北海道立文書館所蔵、簿書26）の件番号24。
- (24) 『御用留 北蝦夷地仕出之部』（北海道立文書館所蔵、簿書24）の件番号2。
- (25) 前掲（24）の件番号27。『幕末外国関係文書之十六』の第106文書に同じ。『幕末外国関係文書』は、東京大学史料編纂所WEBサイトの「近世史編纂支援データベース」を利用。以下同。
- (26) 前掲（24）の件番号9。『幕末外国関係文書之十五』の第339文書に同じ。
- (27) 『蝦夷地御用留』（国立国会図書館所蔵、請求番号158-56）の『北蝦夷地仕出』の第60文書。
- (28) 『観国録 二』北海道立図書館所蔵、210.088/KA/2、北方資料デジタルライブラリーを利用（画像番号7〜8）。
- (29) 『幕末外国関係文書之十四』の第129文書。
- (30) 秋葉實翻刻・編『校訂 蝦夷日誌【二編】』による翻刻では、「此者」の前に「（の内ヘンカリ）」を補足している。松浦武四郎記念館所蔵の『再航蝦夷日誌 十四』には記載がないので、本文では削除して示した。
- (31) 松浦武四郎記念館所蔵の『再航蝦夷日誌 十四』には、「五人衆」の記述があるのみで、「惣乙名」以下の記載はない。
- (32) 蝦夷地における幕府の種痘政策については、近年、アイヌの「山逃げ」慣行についての検討から、強制性（「強制種痘」）のみを析出する評価への疑問が提起されている（永野 2011）。
- (33) 堅田精司は「反幕のために書かれた文学作品」とするが（堅田 1984：23）、筆者は、「反幕」とする堅田の見解には賛同しない。

参考文献

- 秋月俊幸訳・ニコライ・プッセ著 2003. サハリン島占領日記 1853-54-ロシア人の見た日本人とアイヌ（東洋文庫 715）. 平凡社.
- 秋葉實翻刻・編 1997. 松浦武四郎選集 二. 北海道出版企画センター.
- 秋葉實翻刻・編 1999. 校訂 蝦夷日誌【二編】. 北海道出版企画センター.
- 秋葉實翻刻・編 2001. 松浦武四郎選集 三 辰手控 一〜八. 北海道出版企画センター.
- 東俊佑 2003. サハリン島をさす呼称「カラフト」の語源に関する覚書. アジア文化史研究（東北学院大学大学院文学研究科アジア文化史専攻）3: 19-37.
- 東俊佑 2005a. 嘉永年間におけるカラフトをめぐる動向. 18世紀以降の北海道とサハリン州・黒竜江省・アルバータ州における諸民族と文化—北方文化共同研究事業研究報告一. 北海道開拓記念館. pp.335-362.
- 東俊佑 2005b. 幕末カラフトにおける蝦夷通詞と幕府の蝦夷地政策. 北海道・東北史研究 2: 19-34.
- 東俊佑 2006. 北蝦夷地在住・栗山太平の活動. 北海道開拓記念館研究紀要 34: 57-80.
- 東俊佑 2008. 北蝦夷地全島一周をめざして一付. 栗山太平の北蝦夷地調査記録. 北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史—2005-07年度調査報告. 北海道開拓記念館. pp.235-260.
- 東俊佑 2010. 幕末のサンタン交易について. 北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史—北方文化共同研究報告. 北海道開拓記念館. pp.195-226.
- 堅田精司 1984. 開拓使と松浦武四郎. 松浦武四郎研究会会誌 2: 20-23.
- 堅田精司 1988. 松浦武四郎と社会科学. 松浦武四郎研究会会誌 8-9: 25-27.
- 菊池勇夫 1984. 幕藩体制と蝦夷地. 雄山閣.
- 笹木義友・三浦泰之編 2011. 松浦武四郎研究序説—幕末維新における知識人ネットワークの諸相. 北海道出版企画センター.
- 佐々木利和 2018. トンコリ、そしてヲノワンク翁. 北海道博物館編. 幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎（第5回特別展図録）. 北海道博物館.
- 更科源蔵・吉田豊訳. 松浦武四郎著 2002. アイヌ人物誌（平凡社ライブラリー423）. 平凡社. ※初出は1981年8月に農山漁村文化協会より刊行
- 新谷行 1972. アイヌ民族抵抗史—アイヌ共和国への胎動（三一新書）. 三一書房.
- 新谷行 1977. アイヌ民族と天皇制国家. 三一書房.
- 新谷行 1978. 松浦武四郎とアイヌ. 麦秋社.
- 高木崇世芝編 2021. 松浦武四郎 近世蝦夷人物誌. 北海道出版企画センター.
- 高倉新一郎 1942. アイヌ政策史. 日本評論社. ※のち『新版アイヌ政策史』三一書房、1972年と改訂して再刊
- 高倉新一郎校訂・解題・補註 1969. 日本庶民生活史料集成 第4巻 探検・紀行・地誌（北辺篇）. 三一書房.
- 高倉新一郎編 1978a. 竹四郎廻浦日記 上. 北海道出版企画センター.
- 高倉新一郎編 1978b. 竹四郎廻浦日記 下. 北海道出版企画センター.
- 高倉新一郎校訂. 秋葉實解説 1982. 丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌下. 北海道出版企画センター.
- 高倉新一郎校訂. 秋葉實解説 1985. 戊午東西蝦夷山川地理取調日誌中. 北海道出版企画センター.
- 田端宏 1990. 武四郎研究の概史. 松浦武四郎研究会編. 北への視角—シンポジウム「松浦武四郎」一. 北海道出版企画センター. pp.42-57.
- 永野正宏 2011. 1857〜1859年における箱館奉行による種痘の再検討. 北方人文研究（北海道大学大学院文学研究科北方教育研究センター）4: 1-23.
- 花崎皋平 2008. 静かな大地—松浦武四郎とアイヌ民族（岩波現代文庫・社会163）. 岩波書店. ※初出は1988年
- 花崎皋平 2019. 松浦武四郎像の変遷とアイヌ民族観をめぐる. 篠原一平編. ユリイカー詩と批評（総特集松浦武四郎—アイヌ民族を愛した探検家）. 8月臨時増刊号. 青土社. pp.129-137.
- 麓慎一 2001. 蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策. 井上勝生編.

幕末維新論集② 開国. 吉川弘文館. pp.290-314. ※初出
は『北大史学』第38号、1998年
洞富雄・谷澤尚一編注 1988. 東韃地方紀行他（東洋文庫
484）. 平凡社.
松浦茂 2006. 清朝のアムール政策と少数民族. 京都大学学術出

版会.
横山健堂 1944. 松浦武四郎. 北海出版社.
吉田武三 1973. 定本松浦武四郎 下. 三一書房.
吉田武三編 1977. 松浦武四郎紀行集 下. 富山房.



NOTES AND SUGGESTIONS

MATSUURA Takeshiro's *Kinsei Ezo Jinbutsushi* and the Sakhalin Ainu

AZUMA Shunsuke

This study inspects MATSUURA Takeshiro's *Kinsei Ezo Jinbutsushi*, and investigates its value as a historical document through comparison with the written accounts of Matsuura's own survey diaries as well as other historical sources of the same era.

The document is divided into a "First Volume", "Second Volume", and "Third Volume", comprising three volumes and nine books with a total of 99 episodes. The combined written work describes a total of 109 Ainu. Due to the difficulty of validating all 109 accounts, this study is limited to six Sakhalin Ainu.

The findings call attention to five issues: 1) concealment / exclusion of undesirable information (intentional omission of information); 2) embellishment of specific episodes (dramatization of information); 3) attribution of one person's episodes to another

person (alteration of information); 4) entry of factually incorrect statements or falsehoods (fabrication of information); 5) Entry of dubious statements that cannot be validated by other historical sources. Considering the highly fabricated nature of this literary work, it ultimately cannot be considered suitable as a historical source. It portrays the *unjoya* (trade posts), together with the *basho ukeoinin* (subcontracted trading post merchant managers) and Matsumae clan who operated them, as personifications of evil who brought hardship, violence, and abuse upon the Ainu, while portraying the Ainu to be entirely pathetic. *Kinsei Ezo Jinbutsushi* cannot be taken literally, nor can Matsuura be considered an understanding supporter or humanitarian towards the Ainu.